

総務文教委員会記録

○開催日時

令和2年12月16日 午前9時59分～午後2時57分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 中島由美子 | 委員 | 徳永武次 |
| 副委員長 | 屋久弘文 | 委員 | 坂口健太 |
| 委員 | 川添公貴 | 委員 | 山元剛 |
| 委員 | 新原春二 | 委員 | 山中真由美 |
| 委員 | 森永靖子 | | |

○その他の議員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 議員 | 瀬尾和敬 | 議員 | 落口久光 |
| 議員 | 井上勝博 | 議員 | 阿久根憲造 |
| 議員 | 石野田浩 | 議員 | 犬井美香 |
| 議員 | 宮里兼実 | 議員 | 坂口正幸 |
| 議員 | 塩田耕太郎 | 議員 | 溝上一樹 |

○説明のための出席者

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 総務部長 | 田代健一 | 広報室長 | 黒木論 |
| 総務課長 | 古里洋一郎 | ひとみらい政策課長 | 入枝哲也 |
| 秘書室長 | 山元一将 | | |
| 文書法制室長 | 川畑央 | 会計課長 | 脇園和文 |
| 財政課長 | 鬼塚雅之 | | |
| 財産活用推進課長 | 園田克朗 | 教育部長 | 上大迫修 |
| 税務課長 | 佐多誠一 | 教育総務課長 | 大濱浩一 |
| 収納課長 | 山口隆雄 | 学校教育課長 | 村上勝美 |
| 契約検査課長 | 橋口堅 | 社会教育課長 | 橋口公男 |
| 危機管理監 | 佐多孝一 | 文化課長 | 羽田美由紀 |
| 防災安全課長 | 堂元光信 | 少年自然の家所長 | 南竜治 |
| 原子力安全対策室長 | 祁答院欣尚 | 中央図書館長 | 堂元清憲 |
| | | | |
| 企画政策部長 | 末永隆光 | 選挙管理委員会事務局長 | 坂元久徳 |
| 企画政策課長 | 上戸理志 | | |
| 甌はひとつ推進課長 | 奥平幸己 | 監査事務局長 | 茶園勝久 |
| 行政改革推進課長 | 東田幸一 | 公平委員会事務局長 | |
| 地域政策課長 | 下蘭伸一 | | |
| 情報政策課長 | 福元昭宏 | 議会事務局長 | 道場益男 |
| | | 議事調査課長 | 堀ノ内孝 |

○事務局職員

事務局 長 道場 益 男
議事調 査課 長 堀ノ内 孝

課長代 理 久米 道 秋
主幹兼 議事グ ループ員 上 川 雄 之

○審査事件等

| 付 託 事 件 名 | 所 管 課 |
|--|---|
| 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) 中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家 |
| 議案第 1 9 3 号 財産の取得について 議案第 1 9 4 号 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業(学校 I C T 環 境整備工事)請負契約の変更について 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第 6 号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める意見書 提出についての陳情書 (所管事務調査) | 教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 |
| 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 文 化 課 総 務 課 秘 書 室 |
| (所管事務調査) | 文 書 法 制 室 |
| 議案第 1 5 2 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 財 政 課 |
| 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 財 産 活 用 推 進 課 税 務 課 収 納 課 |
| (所管事務調査) | 契 約 検 査 課 |
| 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 防 災 安 全 課 原 子 力 安 全 対 策 室 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 |
| (所管事務調査) | 会 計 課 公 平 委 員 会 事 務 局 監 査 事 務 局 |
| 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 企 画 政 策 課 甌 は 一 つ 推 進 課 |
| (所管事務調査) | 行 政 改 革 推 進 課 地 域 政 策 課 一 と み ら い 政 策 課 情 報 政 策 課 広 報 室 |
| 議案第 2 4 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 議 事 調 査 課 |

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、6名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△社会教育課の審査

○委員長（中島由美子）では、まずは社会教育課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、議案第244号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）予算に関する説明書の83ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の事項社会教育管理費の減額は、人事異動に伴う共済費の調整と、新型コロナウイルスの影響で社会教育委員の九州ブロック研修会への出席を取りやめたため、旅費等を減額するものでございます。

事項社会教育振興費も、新型コロナウイルスの影響によるもので、家庭教育学級に係る学級長会出会謝金等の減額、事項青少年対策費は、北海道ニセコ町と本市の児童生徒による交流事業であります青少年フレッシュ体験事業を中止したことから、委託料等の事業費を減額するものでございます。

85ページを御覧ください。

3目公民館費は、社会教育講演会を中止したため、講師謝金を減額するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、38ページをお開きください。

21款5項4目雑入で説明欄の一番下にあります青少年フレッシュ体験事業参加負担金は、先ほど説明しましたニセコ町との交流事業を中止としたため、参加者25名分の参加負担金を減額するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）総務文教委員会資料の3ページをお開きください。

令和3年薩摩川内市成人式について御説明いたします。

全国的に新型コロナウイルス感染が拡大している地域もあり、厳しい状況にありますが、本市におきましては、感染対策を講じながら開催をする予定でございます。

開催日時は、令和3年1月10日、日曜日11時開始、会場はSSプラザせんだいで開催をいたします。対象者は記載のとおりで、本市に住民登録をしている838人に式の案内をしておりますが、転出をされた方など住所がない方でも参加することができます。

その他ですが、今回は新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、議員の皆様をはじめとする一般来賓の方々及び保護者等への案内はしないことといたしました。本来であれば、出席をお願いし、会場で新成人を祝福していただきたいところですが、感染リスクを少しでも抑えるため、御理解をお願いしたいと思います。

次に、法改正に伴う令和5年以降の成人式について御説明いたします。

成年の年齢を18歳に引き下げる改正民法が平成30年に可決され、令和4年4月から施行されますが、成人式について定める法律等はなく、対象年齢をどうするか等につきましては、各自治体

が判断することになります。

このことから、教育委員会における議決を踏まえ、本市における法改正後の成人式を次のとおりとする方針を決定しましたので、報告をいたします。

対象年齢は、当該年度内に二十歳になる者いたします。開催日は、成人の日の前日の日曜日に開催をいたします。いずれも従前のおりでございます。

なお、この方針を決定するための参考とするため、アンケートを実施いたしました。

調査対象は、川内高校、川内商工、川薩清修館高校、れいめい高校の市内4校でございます。法改正が施行される令和4年度に18歳から二十歳を迎える高校1年生から3年生の全生徒及びその保護者に対しまして、アンケートを実施しました。

3番、回答数・回答率は、記載のとおりでございます。

4番、集計結果です。「成人式の対象年齢は、何歳が適切だと思いますか」という質問に対し、「二十歳がよい」が最も多く、生徒では80.5%の1,762人、保護者は89.3%の1,097人でした。計2,859人が、20歳がよいと回答をされております。

資料には記載がありませんが、開催時期も質問をしております。「1月開催がよい」が最も多く、生徒では91.2%の1,998人、保護者は93%の1,143人でした。

次に、県内19市の11月の初旬の現在の状況でございますが、二十歳を対象とする方針を決定しているのが5市、残り14市が検討中ですが、そのうち9市は二十歳を対象とする方向で検討を進めており、合わせると14市が二十歳を対象とする方向であるという状況でございます。これらの結果も参考にしながら、方針を決定したところでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太） 令和3年薩摩川内市成人式についてお伺いしたいんですけども、ただいま説明の中でも、新型コロナウイルス感染症対策を徹底されるということでしたが、具体的にどのよ

うに徹底されるのかお示してください。

○社会教育課長（橋口公男） まず、はがきで案内を差し上げてある、その記載の中で、マスクの着用、それから、風邪症状がある場合は出席を御遠慮くださいということ、それから、接触確認アプリのCOCO Aというのがありますが、そのインストールをお願いします。

それから、当日につきましては、検温、消毒を実施をいたします。それから、式典の前に、感染対策に必要なことをスクリーンに表示をして、大声で話をしないと、密着しないと、そういうことをお願いをしたいと思っております。それから、式典の中では、国歌斉唱とか、市民憲章の唱和とか、声を発しないようなことで式典を進めていきたいと思っております。

なお、演台にはアクリルボード等を設置して、飛沫が飛ばないように形を考えているところです。

○委員（坂口健太） また関連して質問をしたいんですけど、先ほど新成人の対象者、市内に住所がある方々ということでしたが、例年成人式、薩摩川内市内の中学校や高校を卒業して県外にいたりするけれども、やっぱり薩摩川内市の成人式に出席したいというような人はたくさんいると思うんですけど、市内に住所がない方々って、例年どれぐらい参加されているんですか。

○社会教育課長（橋口公男） 正確にデータを取ってはいないんですけど、先ほど838人の住所登録者に対して案内しましたということを行いましたけれども、特に学生さんの場合は、住所を残したまま出ている方がかなり多いと思っております。そういう方に対しては、案内はがきが実家のほうに届く形になっておりますので、そういうところからは話が、いろいろ周知は行き届くかなと。あと、ホームページ等も記載をしておりますので、そちらのほうも確認をしていただくということでしております。

人数については、ちょっとはつきりとは分らないんですけども、市外・県外からは少なくとも半数以上は出席されているんじゃないかなという感触を持っております。

○委員（坂口健太） 分かりました。実態は把握できないということだったんですけども、やはり感染拡大地域とかからも帰省してこられて、先ほど御説明いただいたような式典における感染

防止対策というものはあると思うんですけども、どうしても成人式というと、式典が終わった後同窓会したりとか、飲食を伴う場とか出てくると思うんです。となってくると、その式典の会場では濃厚接触はしないけれども、飲食の場でそういったケースも考えられることから、もちろん新成人のお祝いですから、式典はされたい方向でいいと思うんですけども、一方でその辺の式典以外の部分での感染防止対策についても、注意喚起をされたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。

○社会教育課長（橋口公男）式典後の懇親会等については、もういろいろ報道等でもあるように、大人数での宴会とか、それから長時間にわたるものとかというのは、感染のリスクが高いというふうに言われております。そういったことも、式典の前にスクリーンで、パワーポイントでずっと注意事項を流していくんですけども、その中で大人数での懇親会とか長時間にわたるものは控えるようにお願いしますというような周知は図っていくということで考えております。

○委員（徳永武次）家庭教育学級も、社会教育課でいいですよ。恐らくどの小学校単位、中学校単位でもやっつけらっしゃると思うんですけど、コロナ禍の関係も含めて、そういう講演とか、いろんなそういう学級を開催されているのか教えてください。

○社会教育課長（橋口公男）今年の場合は、新型コロナの関係がありまして、例年家庭教育学級の講演会とか、それから社会教育講演会とか、いろいろな講演会を前期のほうで計画をするんですけども、今年については中止ということとさせていただきますところでは。

○委員（徳永武次）ということは、どこの学校でも開催されていないということですね、今年は。

○社会教育課長（橋口公男）市が主催する講演会等は中止としましたけれども、各学校ではいろいろと家庭教育に関する行事等は、それぞれ学校でいただいているという状況です。

○委員（徳永武次）ということは、各学校でやっている内容というのは、教育委員会としては、社会教育課としては、資料、その議題といいますか、そういうものは把握されているんですか。

○社会教育課長（橋口公男）学校で家庭教育

学級の活動等をしていただいた場合は、一応報告を頂くようになっておりまして、いろいろ親子で活動するものとかという、そういう中身については報告が社会教育課のほうに来るようになっております。

○委員（徳永武次）結局、報告を頂いているということは、取りまとめはやっているということですね。それで、理解していいわけですか。

○社会教育課長（橋口公男）はい、件数等については、把握をしております。

○委員（川添公貴）すいません、成人式について、旧4町4村が祝う会という形で例年開催しているんですけど、令和3年についてはどのようになるのか把握されていますか。

○社会教育課長（橋口公男）それぞれ各地域で成人を祝う会とか、二十歳の集いとかという形で、各地域ごとに実施をされているところです。今年につきましても、ほとんど1月の2日とか3日に集中して、各地区コミ主催とか、実行委員会主催ということで、開催を今のところ予定されているようでございます。

○委員（川添公貴）実行委員会主催、当然、それから地区コミ主催で、当局はあまり関知しないところなんですけど、できましたら同じように、そういう主催母体に対して——この前案内を頂いたんですけど、きちんとコロナの対策を打った内容になってはいたんです——せっかくなんで、再度そういう形で周知をかけていただければありがたいと思っています。当局と関係がないんでしょうけど、こういうことですよということで案内を出していただければありがたいと思っています。

○社会教育課長（橋口公男）市の成人式で、こういう対策をとっておりますというようなことを各地域にお知らせをしたいと思えます。

○委員（森永靖子）中央公民館の中で、どの教室はまだやっていけないとか、調理室はまだやっていけないとか、そういう話合いとか決まりを決められるのはどこで誰が決めるんですか。

○社会教育課長（橋口公男）中央公民館のほうで、いろいろな活動をされます。その中で、特に前期のほうについては、例えば合唱をするとか、息を吐く楽器の演奏とか、そういうものについてはしばらく活動を自粛してくださいというお願いをしておりました。

調理についても自粛していただくようお願いしてありまして、現在では、いろいろマスクの着用とか、ちょっと座る位置を離れてとかということで、対策を講じながら、今のところは全ての活動は再開をしていただいているところでございます。

○委員（森永靖子）調理室のことですが、先月から使えるようになったんですけども、一つに台に3人ずつ入ってくださいということなんですけど、保健所では4人と言われるし、何人をどうやって決められるのかなという思いでした。そこをもう一回お願いします。

○委員長（中島由美子）人数が違うということですね。

○社会教育課長（橋口公男）一つの調理台に6人座れるんですけども、その中で、一応半数の3人で一つの机を、調理台を使ってくださいという意味で、3人ということをお願いをしているところです。

○委員（森永靖子）しつこいようですが、一つの台には4人入るんですよ、6人ではなくて、それが3人ということは、4人分作るのにどうして3人なのかなという生徒さんからも話がありましたので、せめて向かい合って二人二人なので、調理中は話もしませんし、今はレシピを見ながら作りますので、せめて4人ずつ入らせてもらえたら、学級生みんなが入ってできるのになという思いでしたので、質問いたしました。

○社会教育課長（橋口公男）人数については、一応どこの部屋もなんですけども、収容人員の半分程度ということで考えておって、今、活動をしていただいているところでございます。

調理台については、今、我々のほうでは6人の中で、6人使える調理台として考えておりますけども、そこで半分の3人ということですので、人数が足りないのであれば、多くて調理台が足りないということであれば、またそこはちょっと考えていきたいなと思っております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

△中央公民館の審査

○委員長（中島由美子）次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市 一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（堂元清憲）予算に関する説明書の85ページでございます。

10款5項4目図書館費でございます。1万7,000円の減額です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業が中止となったものにつきまして、減額を行うものでございます。

報償費は、読書感想文書き方教室の講師謝金でございます。

旅費につきましては、鹿児島県図書館協会総会、それから、読書活動推進スキルアップ研修会等に係る旅費でございます。

なお、補正額の財源内訳のところ、特定財源のうち国庫支出金890万円とございますが、これは国庫補助金でございます。電源立地地域対策交付金でございます。交付決定に伴いまして、人件費への充当による財源調整となっております。

次に、5目視聴覚ライブラリー費で、1万5,000円の減額です。補正の理由は、4目図書館費と同様でございます。新型コロナウイルス感染症の関係によりまして、事業が実施ができなかったものについて減額を行うものでございます。

報償費は、視聴覚メディア研修会の講師謝金、旅費は、鹿児島県視聴覚教育連盟総会等に係るものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査

を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）よろしいですか。質疑はないと認めます。

以上で、中央公民館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（中島由美子）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）予算説明書の85ページを御覧ください。

歳出につきまして、10款5項6目少年自然の家費における管理費を281万円、事業費を70万円、合わせて351万円減額するものでございます。

内容は、管理費については、会計年度任用職員の欠員による報酬の執行残等でございます。また、事業費につきましては、新型コロナウイルスの影響により主催事業、夏のアドベンチャーを中止したためでございます。

歳入に関してはございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）夏のアドベンチャーがなかったということは、冬もやらないということですね。

○少年自然の家所長（南 竜治）冬のアドベンチャーにつきましては、実施の方向で進めております。ただし、夏を中止した理由は、時期的に甕島での宿泊を伴うもので、まだちょっと感染防止対策についても、今ほど実情が見えない状況もございましたので、早い段階で中止しました。冬につきましては、例年50名の定員で実施しているところを30名に縮小しております。また、もちろん感染予防対策につきましても講じておまして、今のところ実施する方向で進めているところです。

○委員（徳永武次）開催時期は、やっぱり12月ですか。

○少年自然の家所長（南 竜治）はい、12月の25、6、7の2泊3日で、場所につきましては、さつま町の北薩広域公園を起点とした活動になります。

○委員（徳永武次）ということは、例年どおりということですね。

○少年自然の家所長（南 竜治）はい、ただし、先ほど申し上げましたように、50名のところを30名ということで、宿泊する部屋の密を、密度を下げたりとか、もちろんそのほかにつきましても、防止対策を講じた上でということでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課及び学校教育課の審査

○委員長（中島由美子）次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案193号 財産の取得について

○委員長（中島由美子）まず、議案第193号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）それでは、議案つづり、その2、193—1ページをお開きくだ

さい。

今回、取得したい財産は教育用コンピュータで、数量、取得価格、取得の相手方は、記載のとおりでございます。

こちらにつきましては、国の施策に基づき、本年度、実施しております「校内で、児童・生徒一人一台のパソコンが、無線環境により、使用できる環境整備事業」の一環としまして、児童生徒、教師等のタブレットパソコンを購入整備するものであります。

ここで、購入器機について説明をします。

総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

上段の教育用パソコン整備事業になります。

機器の調達手法や主要な性能につきましては、9月の委員会で御説明しましたが、機器の性能で若干の変更がありました。

機器性能の右側の表に示してございますが、形状がタッチャブル型、本体とキーボードを分離できるタイプとしました。こちらが、実際購入する機器とほぼ同じタイプのものとなります、大きさとか。(現物を示す)開きまして、このような形で、キーボードと本体部分が分離できるタイプとしました。9月の説明時は、分離できないタイプで、質量が約1.4キログラムでしたが、今回、分離後の本体のこちらのほうが590と軽量化しました。

また、ワード、エクセル、パワーポイント等の文書・表計算等の基本ソフトとは別に、授業支援ソフトとしまして、作成資料等をクラス内でパソコンで共有したり、あるいは先生の画面に、児童生徒の作品を一斉に集約し、評価・添削、その後のものをまた児童に返信したり、あるいは教材等の配付ができるロイロ・ノートスクールという支援ソフトや、5教科のドリル教材などを導入することとしております。

また、機器の納入期限は、2月26日としていくところでございます。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第194号 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業(学校ICT環境整備工事)請負契約の変更について

○委員長(中島由美子) 次に、議案第194号公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業(学校ICT環境整備工事)請負契約の変更についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長(大濱浩一) 議案つづり、その2、194—1ページをお開きください。

この事業につきましても、先ほどの事業と同様、学校内での無線環境により、パソコンが使用できる環境整備事業としまして、9月議会で議決いただいた事業であります。

事業概要は、市内38校の小・中・義務教育学校内の高速・無線化に向けまして、各学校内で調査・設計・通信機器の設置工事を行いまして、併せてタブレットパソコンの収納と充電が同時にできる保管庫を設置する事業であります。

今回の契約変更の内容は、契約に係る募集要項の公表及び提案審査書類の受付期間を開始した後に、海陽中学校の令和3年度からの休校方針が確認されましたことから、今回、同校分の契約金額を減額するものであります。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） 次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一） まず、歳出について説明しますので、第12回補正予算書の78ページをお開きください。

10款1項1目教育委員会費の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました全国研究協議会への出会旅費3人分を減額するものです。

同ページ、2目事務局費の減額補正は、本年4月より休園となりました祁答院幼稚園の養護教諭報酬の減額や人事異動等に伴う職員人件費の減額、中止となりました各種研究会等の旅費・負担金等を減額するものです。

79ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費のうち教育総務課分は、説明欄の下段、教育育成費180万円の減額です。甌地域から親元を離れて修学する高校生の居住費の一部を支援する離島高校生修学支援事業費の実績見込みによる減額であります。

また、同ページ中段、4目教職員住宅管理費は、財源調整であります。

80ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費の増額補正は、寄附金の受入れに伴います図書備品等の購入費等を増額するものであります。

2目小学校教育振興費の減額補正は、税制改正等に伴い、令和3年度より収入額の算定方法が改訂されることに伴います就学援助システムの改修

経費委託143万円の増額と、実績見込みによりますスクールバス運行業務委託3,700万円の減額及び財源調整であります。

同ページ下段、3目小学校建設費の減額補正は、小学校3か所の外壁改修工事等の設計業務委託の執行残を減額するものです。

81ページをお開きください。

10款3項1目中学校管理費は、財源の調整であります。

同ページ下段、2目中学校教育振興費の補正内容は、令和3年度から海陽中学校の休校に伴いまして、海星中学校と合同部活練習をすることに伴いますスクールバス運転手業務報酬の23万円の増額と、スクールバス運行業務委託費の3,700万円の減額及び財源調整であります。

82ページを御覧ください。

10款4項1目幼稚園管理費の減額補正は、4月より休園となりました八幡、いりき、祁答院の3幼稚園に係る人件費3名分を減額するものです。

次に、歳入予算について説明しますので、28ページをお開きください。

15款2項8目6節教育総務費補助金の減額補正は、説明欄の離島高校生修学支援費補助金で、歳出で説明しました実績見込みに伴い減額補正するものであります。

35ページをお開きください。

18款1項8目1節教育費寄附金の増額は、小学校への寄附金としまして、1件の個人より御寄附を賜りましたことから増額するものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明しますので、14ページをお開きください。

ページ中段に記載の小学校と中学校のスクールバス運行事業、2事業を追加し、令和3年度運行に備え、本年度中に契約するものであります。

○学校教育課長（村上勝美） 令和2年度第12回補正、予算に関する説明書の79ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費、右側の説明欄になりますが、教育指導費の委託料は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の公開研究事業の密を避けるため、オンラインによる開催とし、技術的サポート等が必要なことや、GIGAスクール構想に対応するための研修会のサポートを行うため、

タブレット支援業務委託費の増額を行うものでございます。

10款1項5目学校保健費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、小学校綱引大会の中止に伴う減額でございます。

続いて、82ページをお開きください。

10款4項2目幼稚園教育振興費は、甌島地域の4幼稚園で行っております一時預かり事業の預かり園児数が増えたことから、支援員の報酬、会計年度任用職員報酬を増額し、幼稚園の給食費補助金を実績見込みで減額するものでございます。

続いて、87ページになります。

10款6項3目給食センター費は、川内学校給食センターの備品の整備を計画していたものでございますが、発注の時期に新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発令された時期等であったことから、これが受注生産であることから、夏休み期間中までの生産が間に合わないということで、本年度の導入を延期せざるを得ないことから減額をするものでございます。

歳入についてはございません。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第6号 安心して学び合える教育環境のための少人数学級を求める意見書提出についての陳情書

○委員長（中島由美子） 次に、陳情第6号安心して学び合える教育環境のための少人数学級を求める意見書提出についての陳情書を議題とします。

陳情文書表については、既に配付してありますので、朗読は省略します。

次に、当局から、本陳情に関する補足説明は特にないとのことですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太） ちょっと関連してという感じになりますけど、本陳情自体は、新型コロナが感染拡大する中で、新しい生活様式を求めて、少

人数学級を求めるといったような意味合いもあるんですけども、小・中学校における少人数学級が感染拡大の防止につながるかどうかといったようなことをどのように認識されているのか、伺ってよろしいですか。

○学校教育課長（村上勝美） 小・中学校における少人数、当然密を避けるとすれば、人数が少ないほうがいいということで考えられますが、以前総務文教委員会で現地視察されましたように、現段階では少なくとも1メートルの間隔は取れるという状況でございます。

○委員（坂口健太） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

もう一点別の観点から、少人数学級、20人学級自体がそもそも児童生徒の発達、学力の向上につながるかどうかということは、どのように認識されているかをお伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（村上勝美） 少人数自体につきましては、やはり教員の目が届く、あるいは個別の指導の時間が、一人当たりにかかる時間が長くなるという分ではメリットがあると思います。

また、人数が多い分で、集団で意見を交わすということ、そちらのそれぞれのメリットがあるというふうに考えております。

○委員（坂口健太） まさに今、メリットについても御説明いただいたんですが、デメリットについても御説明いただいていますか。

○学校教育課長（村上勝美） 先ほど申しましたように、比較をすれば、人数が少なければ個別にかかる時間というのは多くなりますけども、人数が多い場合には、教員が一人一人にかかる時間というのはどうしても短くなるというところがあります。

○委員（徳永武次） 現状においてですよ、学校規模によっては違うと思うんですけど、今、薩摩川内市の学校環境を見ると、児童数が増えている地域と減っている地域もあるわけですけど、現状、20人学級というのは可能なのか、ちょっとそこら辺りをどういう判断をすればいいのか教えていただけますか。

○教育総務課長（大濱浩一） 本市には、小学校、中学校が38校、現時点でございます。それぞれ学校によりまして、今、御意見がありましたとおり、教室数、一つの教室で人数が多い人数の

ところもあれば少ない人数のところもある、学校によっては空き教室があることもあれば、逆にもう空き教室もなくて、余裕教室がないところもありますので、仮にこれを直ちに学級数を増やそうとなりますと、通学区とかいうのを特に変更しない限りでは、今すぐにはできる、実現するというのは難しい状況にある学校区域も確かにあります。あるということは、認識しています。

○委員（坂口健太） すいません、たびたび。実際に市内でも、小規模校というか、現状でも20人学級に実情なっているところも、例えば高来小とか樋脇小とか市比野小ですか。大体20人学級になっているみたいなんですけど、この学校がほかの学校と比べて教育的効果が高いのか、そういうのは言えるんでしょうか。

○学校教育課長（村上勝美） 単純にやはり規模だけでの比較はできないと考えております。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いについて協議をしたと思います。御意見ありませんか。

[「採決」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。
討論はありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（坂口健太） 本陳情に関してであります。先ほどそれぞれ御説明をいただいたところもありました。

まず1点目に、新型コロナウイルス感染症対策としての少人数学級ですが、現状でも教室の1メートルの間隔が取られているということ、また、内閣官房等々のデータを見てみると、現状、小・中学生の新型コロナウイルス感染者いるわけですが、感染経路として見てみると、小学生においては家庭内が75%、一方、学校内での感染というのは2%しかない。また、中学生についても68%、学校内での感染数はわずか7%であります。したがって、現状においても、学校におい

て十分に、小・中学校においてコロナウイルス対策が取れていると考えています。

また、2点目について、成長と発達のために少人数学級をしたほうがいい、20人学級をしたほうがいいということでありましたが、先行研究においても、必ずしもプラスの効果が現われるとは言い切れないところがあります。

以上、2点の理由により反対をいたします。

○委員長（中島由美子） 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、反対の討論はありませんか。

○委員（徳永武次） 現状においては先ほど確認したんですけど、学校規模それから教員の数、いろんなものを含めて現状では難しいと思います。

以上で、反対討論とします。

○委員長（中島由美子） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） これで討論が尽きたと認めます。討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[起立者なし]

○委員長（中島由美子） 起立なしであります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一） 委員会資料の1ページをお開きください。

1ページの下段、2項目になります。各学校でのネットワーク環境施設の整備状況について報告します。

工事の実施体制になりますが、市内の学校を、図面のとおり、四つの施工ブロックに分けて、

Aブロック（市街地部）とDブロック（甌島地域）から先行して進めております。

完成工期は2月下旬であります。11月末及び12月末見込みの進捗率は記載のとおりであります。

○学校教育課長（村上勝美） それでは、委員会資料の2ページをお開きください。

令和3年度薩摩川内市立幼稚園申込みへの対応についてでございます。

令和3年度、本市市立幼稚園の入園児募集についての対応について報告いたします。

まず、すいません、資料の訂正をお願いいたします。3項目あります3番目のところです。入園児募集での対応の1行目、「令和2年度休園中の3園を含む12園」とありますが、この「12園」を「11園」と訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、説明をいたします。

市立幼稚園の入園児募集につきましては、1の（2）にありますように、12月1日から21日までの間で既に応募を始めているところでございます。

次に、2の募集幼稚園及び受入入園児数を御覧ください。平成27年度から、受入入園児数を示したものでございます。令和2年度、本年度は、11園ある幼稚園のうち3園が休園し、園児数も令和元年度に比べ61人減っている状況でございます。

そこで、3の入園児募集での対応にありますように、令和3年度に入園児募集を行っている11園において、園児数が少人数となった場合には、友達、人との関わり、触れ合い、交わりをキーワードとした集団活動等に大きな課題があることから、次の取扱いといたします。

（1）園児数が5人未満の場合には、保護者へ他の市立幼稚園等への調整を行う。

（2）他の市立幼稚園へ入園するときには、保護者による送迎の有無を確認した上で、スクールバスの検討も行う。

この二つの取扱いについて、丁寧に行っていきたいと考えております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願いま

す。

○委員（徳永武次） 今説明もらったものとは別で、各学校で学校運営協議会というのが開催されていると思うんです。そこの中に出てくるのは学校それぞれ違うと思うんですけど、それは取りまとめであるんですか、会議録みたいなのは。

○学校教育課長（村上勝美） 学校運営協議会のことについては、年度末にそれぞれの中学校区から頂いているところでございます。

○委員（徳永武次） 内容的なことは、この委員会に提出して、開示していただくということとはできるんですか。

○教育部長（上大迫 修） 委員の質問のほうは、学校運営協議会でどういったことが議論されているかという基本的な項目については、大体共通していますので、考え方を述べることはできませんが、各学校エリアの具体的の中身について、そのままを開示するという事は難しいというふうに考えているところです。

ただ、その議論された中において、問題でありますとか、懸念される要素があるということであれば、個別に御指摘いただければ、その分についての確にまた説明をさせていただければなというふうに考えております。

○委員（徳永武次） 恐らくどこの学校も似たような共通点があると思うんです。だから、今、学校が抱えている課題というものは何なのか、そこら辺りをちょっと我々委員会としても、対応はできないかもしれませんが、周知するということが必要かなと思うものですから、もしよければ開示してほしいと思うんですけど、委員長、よろしくをお願いします。

○教育部長（上大迫 修） 今、徳永委員のほうからありました各学校共通していたり、各学校の課題とかいった部分で見えている部分等については、取りまとめの上御提示させていただければなというふうに思います。議事録等のものをそのままということでは、なかなか難しいと思いますので、年度末に取りまとめることができますから、各地域によっても課題が違うと思いますけど、こういったものが出ていますよといった部分についてはお示しをさせていただければと思います。

○委員（徳永武次） 委員長、すいませんが、3月議会でいいですから、取りまとめていただい

て委員会に提出していただくようお願いしております。

○委員長（中島由美子）取りまとめてでいいので、地域ごととかも分かれば分かりやすいかなと思いますので、取りまとめて出していただきませうお願いします。

○委員（屋久弘文）今報告のあった以外でいいですか。

○委員長（中島由美子）はい。

○委員（屋久弘文）議会運営委員会の審査の中で、申し合わせに沿って全議員へ配付をされました陳情書の関係で、いわゆる市のスクールバス事故の陳情書、コピーを頂いているんですが、その関係で、ちょっと私なりにいろいろ持ち合わせている資料で調べてみたんですが、その点を少し質問させてもらいたいと思います。

1点目は、平成31年の3月14日に開催をされました総務文教委員会におきまして、市側の答弁として、ちょっと読ませてもらいますが、至急の事態となっている入札等を控え、処分については事実が発生した段階で、何らかの処分をまず下さないといけなかったと、また、下した処分については、一事不再理で同一事案について2度処分を下すことはできないとの答弁をされております。

ここからが大事ですが、併せて処分と真相究明は別個に取り扱っていると理解をいただきたいと、こういった答弁をされてはいますが、これが平成31年の3月14日です。それ以降、現在までの間に、教育委員会として真相究明に取り組まれたのかをまず1点、お尋ねをしたいと思います。

2点目は、その陳情書の中で特に気になっている部分が、七つ目に記載をされておりますスクールバスの保護者に対する脅迫の部分になりますけれども、脅迫が4月6日になされたみたいで、その翌日から陳情書の提出のあった11月17日まで7か月以上もスクールバスに子どもを乗せていなかったという、こういう事実を教育委員会として把握をされていたのかということ。4月7日には、学校長にも相談をされたという記載がありますので、学校長からあったのかなかったのか。あったとすれば、その後、教育委員会としてどのような対処をされたのか。なかったのであれば、今後どのような対処をされるのか。そこら辺りを2点、まとめてお尋ねしたいと思います。

○教育部長（上大迫 修）1点目で、平成31年3月14日の総務文教におきまして、当局の答弁として、この事案について処分と真相究明は別のものでしょうか、ということだったので、実際に真相究明についてどのように取り組んだのかということですが、3月14日以降について、各関係の方々等から、実際はこうではないのかということについては意見を交わす機会等がありましたので、情報開示の部分でありますとか、もろもろ市のほうを抱えております公文書等におきまして、対応してきた事実、把握している資料事実等について説明を申し上げてきたところでございます。

私どものほうで、それぞれのほうの発言があったり、出された指摘のある部分について、捜査権限をもってその内容等のほうを追及するということは、技術的にもうできるものではありませんので、市のほうを抱えている状況でこれに対応してきたということを真摯に説明し、公表してきたところでございます。

2点目のスクールバスの保護者の案件であります。個別の部分で申し上げることはできませんが、4月の時点で学校長のほうに保護者のほうがスクールバスを利用しないと、こういう理由で利用しないということの報告が来ており、学校のほうから教育委員会のほうにもお知らせがあったところでございます。

この部分について、先ほど委員が発言されたような言葉の対応の部分について、市のほうが介入をして、どうだったこうだったということについては対応できる部分ではありませんので、具体につきまして、つい先日までこの案件については、そういったできない対応でしたので動いておりませんでした。先日、関係の保護者の方に懸念されている部分等があられるということで、スクールバスを利用されていないということについては、直接お会いをして、市のほうがきちっとした入札また運行に関して責任を持った対応を求めているスクールバスについて、御懸念の部分はないと思いますよということで、再度保護者の方に利用を促していたところでございます。

結果については、依然さきの状態のとおり利用されていない、利用しないということの考え方のほうが示されたというふうに報告を申し上げたい

というふうに思います。

○委員（屋久弘文） 業者云々につきましては、先ほども言いましたけど、1回処分がなされて、一事不再理で2回目の処分はできないということはよく分かりますけれども、バス自体が市の持ち物であって、そのバスが起こした事故という辺りはしっかりと受け止めて、教育委員会として貸し出しているバスの動向ぐらいはしっかり把握していないといけないんじゃないかなというふうに思ったものですから、先ほど言ったような質問をさせてもらったんですけど、何かそんな、真相究明というか、時系列的にこういう状態でこういう流れでって、そういったものは実際はつくっていないんですか、どうでしょうか。

○教育部長（上大迫 修） 一旦の処分のほうを終わったのをしたところでありましてという形でしてありますが、時系列的に事故が発生した当時、報告をもらい、対応をしてもらって、それ以降、入札時におきましているんな指摘を頂いて、改めての報告、顛末の提出をしたといったこの流れについては、整理をしてあります。

ただ、一枚のペーパーということではなくて、これまで、先ほども申し上げましたが、公文書におきまして記録が残っているもの等をきちっと整理をして、確認をしているところであります。

また、内容については、総務文教委員会でお示しをさせていただいたような取りまとめになっているということで、御理解いただければというふうに思います。

○委員（屋久弘文） 今おっしゃったような案件というのは大事なことで、一旦処分があつてからいろいろ、いろんな情報も得ていらっしゃると思うんですけど、そういった、言い方悪いですけど、疑惑とかそういったのもある中ですので、先ほど来言います、自分たちが購入して貸し出しているバスが起こした事故というのは、少し重くいただいて、やはり真相究明とまでは言いませんけれども、しっかりとした調査をしたり、しっかりとした書類として残しておったりというようなことは当然やらないといけない、市側がやらないといけない内容じゃないかと思っているので、そこら辺りの整理も含めて、ぜひもう1年半、1年9か月ぐらいたっているの、遅いといえば遅いんですけども、そういった整理がしっかりなされてい

ないのであれば、もう一回しっかりと関係者から聞き取りをしたり、疑惑のある部分について、しっかりとそういった作業というのは市としてやっておくべきじゃないかなと。処分を言っているわけじゃなくて、そういった、事後でもいいんですけども、しっかりとした経過は残しておくべきじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから、先ほどの保護者の関係になりますけれども、保護者の関係、脅迫が元で乗させていないということであれば、問題なのかなと私も思っていますけれども、せっかく市が運行されているスクールバスですので、当然に子どもたちはそれを利用して学校に通うというのが筋だと思いますので、そこら辺りがなされていない以上は、そこら辺りもそれこそ真相究明とまでは言いませんけど、しっかりと保護者と話をされたりしながら、子どもがスクールバスに乗るような努力というのは、市の教委でもされているのかなとと思っていますので、そこら辺りはどうでしょうか。

○教育部長（上大迫 修） もちろん市のほうがきちっと入札をし、安全管理を徹底させながら運行しておりますので、それについて利用されないということについては、御心配ありませんよということで、こちらのほうからもアプローチした結果も申し上げましたが、発端といいますか、委員が確認をすべきとされている部分について、私どものほうがバスを運行する社内、運行の期間中において何らか懸念されるような部分等があった場合については、当然契約して運行させておりますので、状況のほうの確認とかできますが、それ以外の部分において出た案件について、市のほうが調査をし、何らかの判断をするというのはなかなか難しい状況かというように思っております。

一般的に、市のほうが契約している事業者のほうにおいて、関係する運輸局、また、他の行政機関等が、その取られた行為に対して処分であるとかなされた場合については、当然契約をすべき相手であるかどうかとか、適切に入札参加させるべきであるかといったことを見た上で、また処分であるとか対応は考えないといけない局面があるかと思っておりますけども、直接保護者の方と云々といった部分について、市のほうがどう確認、対応できる部分ではないということで整理をしてい

るところでございます。

しかしながら、保護者のほうが、子どものことを考えれば、バスを使っただけのほうがいいですので、きちっとしたことをやっていますので利用してくださいということは、引き続き促していければというふうに考えております。

○委員（屋久弘文） 1週間、10日ぐらいの話なら分かりますけれども、やっぱり7か月とか長期間にわたってそういう状態に置かれているというのは、やはり正常な状態だとは考えづらいので、一日でも早く正常な状態に戻すような努力というのは、教育委員会としてもやってもらいたいなど。

先ほど言いましたけど、そういう介入できる部分、介入できない部分というのは、私も分かりませんが、そうはいつでも正常化する努力はされるべきじゃないかなということ要望いたしまして、私のほうはこれで終わらせていただきます。

○委員（坂口健太） 私も屋久副委員長と関連することではありますが、そもそも私たちも文書配付になっていて、教育委員会としてはどのような認識なのかなということをちょっと伺いたいと思います。

問題とされる事項について、一つ目から七つ目までですか、7項目掲げられておまして、一つ目から六つ目までと七つ目、先ほどあったスクールバスに乗れる乗れないの話があったと思うんですけど、まず、一つ目から六つ目まで、これらの事実があるかないかといったようなことは、どのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一）一つ目から六つ目の指摘というか、内容につきましては、内容的なもの、さっき、今回のこの事案につきまして、もう少しといいますか、内容をさらに追及、確認すべきではないかという趣旨に基づく意見、内容でありましたが、この部分につきまして、市といましては、繰り返しになりますが、報告書の内容に基づき、相手さんの複数にそれぞれ事実の確認を行った上で、市としての処分というものを1回行っていることから、この件について今後さらに調査を改めてするということは考えていないところであります。

七つ目の子どもさんが今乗られていない状況につきましては、こちらまた、先ほどの部長の答

弁と内容重複することになりますが、結論といたしましては、市と相手会社さんと契約に基づいてスクールバスの運行をしておりますので、この件については保護者の方の負担等もございますので、子どもさんが通学に利用していただけることを勧めるというか、引き続き促していきたいと考えているところです。

○委員（坂口健太） 御説明いただいたとおりの回答かなと思ってはいたんですけども、今後もスクールバス自体は運行され続けるわけで、それを使うのは児童生徒なわけですね。本件は、まず児童生徒たちが、今後も安全にスクールバスに乗って通学ができるような環境となることを、また改めて切に願うところで取組をお願いしたいところでもありますし、7点目の項目については、屋久副委員長もおっしゃられたとおり、正常な状態ではないのかなと思うところです。

したがって、今後も、保護者また児童に寄り添った形で利用を促したりとか、利用を促すというか、もうこの状態になって利用を促して乗れるのかなと思うわけです。何らかの対策を取られて、今後も相談に乗っていただければと思うところです。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。

△文化課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、文化課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀） それでは、予算に関する説明書の83ページをお開きください。

10款5項2目、事項名、文化財保護事業費において補正をお願いするものでございます。

まず、減額の主な理由は、久見崎軍港跡発掘調

査事業の調査期間変更による発掘作業員の勤務日数減により、会計年度任用職員報酬等の減額をするものでございます。

次に、増額の主な理由は、国指定天然記念物、永利のオガタマノキの枝が、隣地敷地上に張り出していることから、文化庁や樹木医の指導を仰ぎ、枝を剪定する委託料等でございます。

なお、本市が管理団体となっておりますので、現状変更行為については、樹勢を妨げない手法で実施することしております。

次に、伝統的建造物群保存整備事業の減額補正につきまして、本市に4月寄贈されました三輪家住宅の保存管理経費の実績見込みに伴う減額と、入来麓伝統的建造物群保存地区保存会に対する運営補助金の減額が主なものでございます。

次に、文化ホール管理費につきましては、川内文化ホール廃止に伴う解体設計業務に関する経費を計上するものでございます。

次に、歴史資料館管理費と、川内まごころ文学館管理費につきましては、財源充当に関わる電源立地地域対策交付金の財源調整でございます。

ここで、川内文化ホールの解体についてご説明いたしますので、委員会資料の4ページをお開きください。

川内文化ホールにつきましては、令和3年4月1日をもって廃止することとなっております。

廃止後につきましては、川内文化ホール跡地利活用方針に沿って、市場性調査を行った結果、九州電力株式会社が優先候補事業者となり、川内文化ホール解体については本市が実施し、経費については九州電力株式会社が負担することとなっております。

なお、川内文化ホール大ホールのどんちょうは、移設する予定となっております。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、説明書の38ページをお開きください。

21款5項4目雑入の久見崎軍港跡埋蔵文化財調査等委託業者負担金は、発掘調査事業の調査期間変更による発掘作業員の報酬減額に伴い、委託元であります九州電力の負担金を減額するものでございます。

次に、繰越明許費について説明をいたしますので、説明書の7ページをお開きください。

10款教育費5項川内文化ホール解体事業につ

きましては、先ほど歳出で説明いたしました、解体設計業務に関して、今年度中の完成が見込めないことから繰越明許費として追加補正をお願いするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）1点だけ、ちょっと興味があるものですから、質問させていただきますけど、12月補正で解体設計の委託料要求して、来年の6月で解体工事の予算を計上するということが、まだ先の話なんですけど、解体工事というのはおおむねいつぐらいに始まって、いつぐらいに終わる予定とか、目安がついていますか。

○教育部長（上大迫 修）解体の時期がいつかということですが、今から解体設計のほうをお願いします。中身によっては、くいのか、もしくは構造等によってかかる期間、事業費等も見えてきますので、まだ具体的にいつ入っていつ終わらないといけないというのは見えております。

しかしながら、九州電力さんのほうで開発事業のほうがありますので、そういったものを最終的にいつまでといったものが、最終的には着手の時期であり、完了する時期として見えてくる部分になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）資料はございませんが、薩摩川内の大綱引きの国無形民俗文化財の指定に向けた調査報告書の刊行を令和2年度から令和3年度刊行に変更することを御報告いたします。

令和2年9月に実施予定でございました大綱引きの補足調査を、綱引きが中止であったため実施

できなかったこともあり、報告書の内容が不足することになり、調査委員会において来年度に見送ることとしたものでございます。

なお、本年度計画しておりました印刷製本費につきましては、3月補正において減額する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

△総務課の審査

○委員長（中島由美子）次は、総務課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎）予算に関する説明書の41ページを御覧ください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項総務一般管理費で1,446万4,000円の減額でございます。

給料につきましては、10月職員異動及び育児休業職員の実績に伴う減額、職員手当等は、異動に伴う減額、共済費につきましては、標準報酬月額の変動に伴う減額が主なものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）たびたびすみません。

12月9日の一般質問の答弁で、本年度もメンタル疾患というのが、かかる長期休暇者が、病休者が多数おるという話でございました。その内容としては、業務内容であったり、人間関係であったり、家庭環境であったり、人事異動などを挙げられました。件数としてはやはり依然高止まりしているのかなというふうにご覧いただいているところでございます。

ストレスチェックもなされて、個人面談とか管理監督者へのヒアリングも実施されているようでございますけれども、現実には厳しい状況だろうと思っています。

一度メンタル疾患を出してしまえば、やはり繰り返す傾向にもありまして、市としても、市にとってもすごく大きな損失になるんじゃないかというふうにご覧いただいているところでございます。

家庭環境など、やむを得ない場合を除きましては、とにかく個々人の業務量をしっかりと把握して、特定の人に大きな負担とならないように、職員数に見合った事務事業などの調整というものも必要となってくるんじゃないかというふうにご覧いただいているところですが、安全衛生委員会の中で協議をされていると思いますけれども、心の健康づくり対策という部分をもっと強化すべきだというふうにご覧いただいているところでございます。いかがでしょうか。

それから、もう一点まとめて、職員に係るハラスメント問題、これも社会問題になっておりますけれども、セクシュアルであったり、パワーであったり、モラルであったり、いろんな種類もあります。

当然に一方が行為者で、一方が被害者に、そういった関係になります。このことが、メンタル疾患への引き金にもなったりもしますので、多くは上司が行為者であって、部下が被害者であるというような構図になろうと思っておりますけれども、同僚間でもあり得ることかなというふうにご覧いただいているところでございます。

ハラスメントを生まない職場をつくるためにも、庁内の正式な相談窓口であったり、あるいはハラ

メントを、防止を喚起するような文書を出したり、あと、全職員を対象とした研修会を実施する、そういった必要があるのではないというように考えているところです。

この研修会も、管理監督者とそれ以外の職員それぞれに対応した内容で、一応内容を異にして研修会を数年かけてでも実施をしていただければいいのかなというふうに考えているところですが、この点、いかがでしょうか。

○総務課長（古里洋一郎）まず1点目でございますが、心の健康づくり対策、委員が今おっしゃられました、これの取組について少し紹介させていただきますが、まず、職員の個別面談につきましては、第1段階で超過勤務の多い職員、あるいは人事異動直後の職員等の面談を衛生管理者、これは総務課の保健師——職員でございますが、面談をしております。

次の第2段では、その中でメンタル疾患の要素が認められる職員に対して、メンタル専門医の臨床心理士の相談・指導や医療機関への受診指導を行っているところであります。

その後には、また既にメンタル疾患を発症して休暇等を取っている職員に対しては、復職に向けた職場復帰訓練を行っているところでございます。

また、委員が言われましたストレスチェック、これを活用しての指導ですけど、その結果に基づきまして、リスクの高い疾患につきまして、私と衛生管理者のほうで面接指導を行って、改善できるようお願いしているところです。

リスクの高いところについて、やっぱりかなりあるんですけど、ただ、あと最後にメンタルヘルス研修については、去年は管理職を対象に実施しております。

一般質問等の回答でもいたしましたけど、メンタルの要因というのは、やっぱり複数の理由が多なることが多い状況でありますけど、委員からの意見がありました個々の業務量、こちらについても、今後さらに所属長と連携しながら、超過勤務の状況を注視しながら、職員の異変を早期に発見し、適切に予防できるように努めてまいりたいと思います。

2点目でございますが、2点目、ハラスメントの窓口等ということですが、まず現状でありますけど、現在の苦情相談につきましては、総務課の

人事担当者あるいは衛生管理者が窓口となり、対応しているところでございます。

また、年1回実施しております自己申告、この中にもちょっと質問項目を追加しまして、ハラスメントの意見がないか確認しているところでございます。

また、研修につきましては、自治研修センターでの階層別研修の中でハラスメント研修、あるいは、昨年実施されました議員の研修の中で、パワハラ研修をされたと思いますが、そちらのほうにも管理職のほうを参加させていただいております。

今後につきましても、継続しまして、先ほどのメンタルヘルス研修と併せて、階層別に各役職に適した職場内研修に取り組んで、できるだけハラスメントの起こりにくい、働きやすい職場づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

○委員（森永靖子）先ほど聞けばよかったんですが、育児休業は今何人ぐらい取っておられますか。

○総務課長（古里洋一郎）現在の育児休業の職員は、14名です。あと、産前、まだ生まれる前の産前休暇の職員が2名です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（中島由美子）次は、秘書室の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（山元一将）予算書、予算に関する説明書の41ページをお開きください。

2款1項2目、事項秘書管理費でございます。市長等が使用するモバイルパソコンの購入に関する所要の経費を今回計上するものでございます。

出張などの在庁以外のときの各種情報の共有、

連絡体制の強化などを図ることで、効果的・効率的な働き方を推進することを目的としております。

経費の主なものについては、パソコン、モバイルパソコンの購入費、導入に係る設定に関する委託料等を計上しているところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（中島由美子）次に、文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

△財政課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第152号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第152号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）議案つづりは、その2、152—1ページからになりますが、別冊の総務部関係の議会資料の2ページを御覧ください。

まず、1を御覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律の公布による地方税法の一部改正に伴い、関係条例の用語の整理を行う必要が生じたものでございます。

次に、2を御覧ください。

一部改正が必要となった条例は、税外収入督促手数料及び延滞金条例、介護保険条例及び後期高齢者医療に関する条例であります。

次に、3を御覧ください。

改正内容は、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に用語の見直しを行うとともに、租税特別措置法第93条の第2項の財務大臣から告示された割合を「平均貸付割合」に定義づけを行うものであります。

最後に、4を御覧ください。

施行日は、令和3年1月1日とするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）まず、歳出について説明いたしますので予算書の91ページを御覧ください。

12款1項公債費1目元金は、長期債償還元金において、借入額が当初予定より減額となったことから、不用額を減額するものでございます。

同款同項2目利子長期債償還利子は、借入額が当初予定より減額となったことや、借入時の利率見込みが、当初予定よりも低利率で借り入れられたことから、不用額を減額するものであります。

次に、歳入予算について説明いたしますので、21ページを御覧ください。

2款5項1目森林環境譲与税は、森林整備を促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し増額されることとなったことから、その収入見込みにより増額するものでございます。

22ページを御覧ください。

10款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額するものであります。

23ページを御覧ください。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税において、交付額が決定したことに伴い増額するものであります。

35ページを御覧ください。

18款1項9目一般寄附金は、市政に役立ててほしいとのことで、御寄附いただきましたので、増額するものであります。

36ページを御覧ください。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今後の財源対策として同繰入金を減額するものであります。

37ページを御覧ください。

20款繰越金は、前年度繰越金を増額するものであります。

39ページを御覧ください。

22款市債についてであります。1目総務債のコンベンション施設整備事業債は、コンベンション施設整備事業の工事進捗により、事業費が減額

となったことから、同事業債を減額するもの、5目農林水産業債の漁港整備事業債は、青瀬漁港航路泊地浚渫事業及び片野浦漁港防風柵改修事業の財源として増額するとともに、農業施設整備事業債は、事業の執行見込みにより減額するもの、7目土木債の道路整備事業債及び橋梁整備事業債は、道路維持補修事業や橋梁維持補修事業の財源として増額するもの、8目消防債の消防防災施設整備事業債は、事業の執行見込みにより減額するもの、9目教育債の教育施設整備事業債は、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業において一部対象外となったことから同事業債を減額するもの、10目災害復旧債の現年公共災害復旧事業債や一般単独災害復旧事業債は、農業用施設や市道等の災害復旧事業に係る財源として増額するもの、13目臨時財政対策債は、発行可能額の決定に伴い増額するものであります。

次に、15ページを御覧ください。

第4表地方債補正について御説明いたします。

本変更は、先ほど市債で説明した内容について、起債の目的ごとに借入限度額を増減調整するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

△財産活用推進課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）それでは、財産活用推進課に係る補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書、43ページをお開きください。

2款1項11目庁舎管理費の工事請負費405万円でございます。内容といたしましては、2件の工事でございます。

1件は、本庁舎の会議室確保のため、6階の旧財務サーバー室を改修し、605会議室として整備するための工事費でございます。

2件目は、現在の樋脇支所は別館に移転していますが、警備員室は閉鎖している樋脇支所庁舎本館の隣接にあり、火災警報装置や災害情報伝達装置なども警備員室にあるような状況でございます。このため、閉庁時の市民来庁時の対応や非常・災害時の対応等を円滑にするために、警備員室を現在の支所庁舎内、移転先の別館に移転するための工事費でございます。

なお、当該警備員室の敷地については、隣接の保育園から園舎増築のため購入希望があり、今回、補正でお願いするものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）資料はありますが市民まちづくり公社の事務所について報告がございます。

市民まちづくり公社の管理関係を行う事務所は、川内文化ホールの一室を現在使用しているような

状況でございます。令和3年3月で川内文化ホールが閉館することから、事務所を移転する必要がございます。

このため、事務所の場所をどうするか、市民まちづくり公社で検討をされた結果、東郷支所の2階大会議室に移転することが決まりましたので、御報告をいたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、このことも含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）たしか2階には、水道局が入っていたんじゃないかなって思ってた。もう帰ってきました。まちづくり公社が、東郷支所は2棟あるんですよね、2棟、どっちの2階に入るんですか。

○財産活用推進課長（園田克朗）現在、1階が、本館と別館とありまして、本館のほうが今地域振興課が入っているようなところでございます。その上の2階部分の旧東郷支所でございますと、旧東郷町時代の議場があったところの大会議室を文化ホールの事務所ということで考えているところでございます。

○総務部長（田代健一）今お話があった部分の水道局使用につきましては、コロナ対策といたしまして、分散勤務のため、水道局を一時東郷支所の本館の2階で分散勤務のほうをしていた時期がございました。今回、まちづくり公社のほうに移転を予定をしておりますところも、そこになってまいります。

○委員（川添公貴）基本的に補助団体であるということは分かっているんですけど、賃料はどのくらいですか。賃料、貸し付ける、結局外郭団体であることには間違いはないので、庁舎の賃料はどうなっている。

○財産活用推進課長（園田克朗）公有財産規則に基づいて、賃料は頂くということで考えているところでございます。年額約30万円程度ということで考えております。

○委員（川添公貴）年額30万円、大体2万2万8,000円か、一月、安い。別館の施設に関して、地区から貸付要望が出ているはずなんです、貸してほしいということで。依然として本館と称する部分の2階が埋まったとしたとしても、この別館部分は上下、1階、2階ともずっと空い

ているわけなんですけど、地区で活用したいということ、もう何年も申し上げておったんですけど、結局使われないということになると、そこは貸してもらえないんですか。逆に、そういう安いお金で貸すということになると、当然、貸していただいたほうがいいような気がするんですけど、そこ辺の考え、どうですか。

○財産活用推進課長（園田克朗）別館のほうにつきましては、再配置の計画の中で練り込んでいきたいということで考えているところでございます。

○総務部長（田代健一）今回、まちづくり公社のほうで移転先の候補地というか、予定地ということで、東郷支所のほうをお借りできないかという方針で決定をなされたということでございます。

本日、委員会の中で委員の皆様方に御報告をいたしまして、これから地元の方々に対しても調整等は出てまいるかと思っておりますが、まちづくり公社としては、やはり公益財団法人でございまして、市も出資している法人です。当然、補助金、運営費については、市の補助金も出しておるところでございますので、あまり高額な賃料が発生するような事務所についても、選択できないということも判断材料の中に入れながら、方針として決定をされたところです。

今後におきましては、先ほども申し上げましたように、具体的な東郷支所のほうに移転するについての条件とか、そういったものを煮詰めるとともに、場所も移動しますので、広報等もまちづくり公社のほうでしていただきながら、地元地区コミ等にもその旨お知らせする中で対応のほうをしていきたいと考えておるところです。

また、地域利用の分につきましては、先ほど課長のほうから申し上げましたように、公有財産の利活用方針の中で、周辺の施設の再配置の状況等も踏まえながら、地域の、今出ておりますような御要望等も踏まえて、全体として地域の施設をどのように再配置していくかということをお願いしながら検討しているところですので、その中で地域御意見は尊重してまいりたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認め

ます。

以上で、財産活用推進課を終わります。

ここで、休憩いたします。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午前 1 時 5 3 分休憩

~~~~~

午後 0 時 5 7 分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

新原委員が着席であります。

△税務課・収納課の審査

○委員長（中島由美子）税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）第12回補正予算書の45ページをお願いします。

歳出から御説明いたします。

2款2項1目税務総務費は、10月の人事異動等に伴う職員の給与費の補正と、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、職員研修等に不参加といたしました旅費及び負担金等の執行残を減額するものでございます。

○収納課長（山口隆雄）同じく45ページの2目賦課徴収費3節職員手当等の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的な滞納処分が困難であったため、時間外勤務が減少して、予算が不用となっているものです。

9節旅費につきましても、県外出張徴収の自粛や研修会の中止等により不用となったものを減額補正しようとするものです。

○税務課長（佐多誠一）続きまして、歳入について御説明いたしますので、18ページをお開きください。

1款1項1目市民税個人分の現年課税分につきましては、実績見込みを踏まえ、3,000万円を増額しようとするものでございます。これは、

総所得金額と納税義務者数が当初見込みよりも伸びていたことによるものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

3項2目軽自動車税種別割の現年課税分につきましては、実績見込みを踏まえ1,000万円を増額しようとするものでございます。この種別割は、従前の軽自動車税でございます。当初見込みよりも、課税台数が伸びていたことによるものでございます。

続きまして、20ページでございます。

7項1目入湯税の現年課税分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少していることから600万円を減額しようとするものでございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

---

#### △契約検査課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○契約検査課長（橋口 堅）** 薩摩川内市の建設工事に関わる入札制度の概要について説明いたします。

総務部関係の総務文教委員会資料1ページをお

開きください。

まず、1、効率的な入札・契約の実施としまして、（1）ですが、130万円を超える建設工事等の入札は、電子入札システムにより実施しております。

（2）ですが、完成写真などの完成図書につきましては、データで納品をしていただいております。

次に、2、談合のできない入札制度としまして、（1）ですが、予定価格130万円を超える建設工事につきましては、条件付一般競争入札を実施しております。

（2）ですが、3,000万円以上の建設工事につきましては、価格と品質の両面から総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式を実施しております。

（3）ですが、条件付一般競争入札の予定価格は事前公表しております。

次に、3、いい仕事をする業者、技術者が報われる入札制度としまして、（1）ですが、土木一式工事等の6工種につきましては、工事成績評定点を入札参加の条件とする工物品質評価型入札制度を導入しております。

（2）ですが、工事成績84点以上の建設工事を施工した企業及び技術者に対し毎年表彰を行っております。

次のページをお願いいたします。

4、工物品質の確保としまして、（1）ですが、入札契約適正化法に基づく工事成績評定を実施しております。鹿児島県と同じ評価方法です。

（2）ですが、ダンピング対策として低入札価格調査制度や（3）最低制限価格の設定も行っております。

次に、5、入札機会の拡大としまして、記載のとおり、様々な受注制限を実施しております。

6、その他の対応としまして、（1）入札等監視委員会の設置をはじめ、様々な対応を行っております。

7、効果としましては、透明性、競争性、公平性、客観性を確保し、談合のできない入札制度として定着をし、落札率も工事成績も上昇したところです。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、所管事務全般

について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）契約の関係につきましては、公平性、透明性、非常に確立をされているというふうな評価はするんですけども、まず最近の入札の中で不調とか中止とかいうのがあるわけですよ。不調と中止の違いはどんなふうなんでしょうか。

○契約検査課長（橋口 堅）まず、中止ですけども、入札参加者がいなかった、指名競争入札においては、その指名をしたけれども、応札者がいなかった等は中止になります。

不調というのは、例えば途中で再入札を行った際に、例えば応札者が途中で辞退をされたとか、そういったことが不調になります。

○委員（新原春二）分かりました。入札の関係、この最近の状況を見てみますと、災害の関係について中止が結構出ているんですよ。これは察するに、地理的な状況が大きなウエートを占めるのかなと思いますけども、こういう災害時の入札関係について、業者さんに話を聞けば、採算が取れないので行かないという話が大きく出てくるんですよ。そうした場合に、災害時のそうした積算の段階で、もう少し地理的な状況も含めた勘案はされていないのか、そこら辺はどうですか。

○契約検査課長（橋口 堅）この災害復旧工事は、事業費に国費が入りますので、国の補助基準に基づいた設計になっておりますので、一般財源を入れての独自のというのは、ちょっと今やっていないところです。

○委員（新原春二）そしたら、その災害の関係で中止になって、その後、じゃ災害復旧についてはできないことなのか、どんな状況にこれから推移をされていくんですかね。

○契約検査課長（橋口 堅）おっしゃるとおり、災害復旧工事、例えば令和2年度の災害復旧工事におきましては、今年の7月に発生しました豪雨災害に基づくものでございまして、これまで22件の工事を指名競争入札で発注しております。

入札結果としましては、半分の11工事が落札をしましたが、10工事が応札者がなく、入札中止、1工事は再入札を辞退されて不調となりました。中止案件につきましては、応札意思のあったところの2件は随意契約をして、残りの9件は指名競争入札を条件付一般競争入札に変え

て、今後執行する予定です。

この不調の原因は何かということなんですけれども、当初は県の災害復旧工事と市の災害復旧工事が重なったことが原因ではないかというふうに考えたんですけども、北薩地域振興局にちょっと問い合わせてみますと、薩摩川内市内における災害復旧工事は30件程度予定はされていらっしゃるようなんですが、これまで3件程度しかまだ発注していないということで、それではないと、ベースには建設業者数、それから従事者数がかなり減少していて、一般工事に加えて災害が発生した場合にちょっと対応が厳しくなってしまうんじゃないかということが考えられます。

経済センサス活動調査によりますと、本市の建設業者は平成13年度から平成28年度に、15年で事業者数が144減っております。それから、従事者数が1,773名、約1,800名減少しているところです。

加えて、入札中止案件が河川工事でございます。河川工事は、交通の便が悪くて、現場までに重機を運搬するのがちょっと大変苦労される場所、おまけに川が流れる中での工事ですので、かなり手間がかかるということで敬遠される傾向がございます。

さらに、本12月議会におきまして、建設維持課と耕地課のほうで、15か月予算工事という約1億8,000万円お願いをしているところです。この15か月予算というのは、来年の1、2、3月と、令和3年度の12か月を足した15か月分の予算を12月補正で措置をして、それを全額同時に翌年度に繰越しを行います。そうすると、1月以降に入札が実施できますので——工事稼働の少ない4月から6月に工事を稼働することが目的なんですけれども——手間のかかる河川工事に技術者を配置するよりも、15か月予算というのは舗装等の道路工事ですので、そちらのほうに技術者を配置したほうがいいんじゃないかということで考えられた業者がちょっと様子を見られているんじゃないかというふうには思っております。

そこで、対応なんですけれども、災害復旧工事の不調が続くというのは、緊急事態ではないかというふうには思っております。これまでも不調、不落対策の研究をして検討してまいりました。

その一つに、災害復旧における入札契約方式の

適用ガイドラインというのを策定しまして、緊急に対応しなければいけない災害復旧工事は随意契約を行うと、その他については、地域の建設業者の方々には地域の守り手としての重要な役割を果たしていらっしゃいますので、そこを踏まえて、現場に近い業者の方、10者以上の指名競争入札を今行っております。それでも不調の場合には、こういった地域要件を外して、全市的に条件付一般競争入札を行うこととしております。

それから、工事成績につきましては、災害復旧工事ににつきましては、原則対象外としました。しかしながら、競争入札で受注をした業者が工事成績を希望されたところには、加点を6点加点しています。6点の加点の影響ですけれども、6点加点することによって、工事成績を行ったほぼ8割が表彰対象となります。

それから、令和2年度の発生災害に限定しての対応措置として、これまで2件まで兼務が可能であった現場代理人、それから主任技術者の兼務要件を災害復旧工事が絡んだ場合に限り3件まで緩和をしたところです。

それから、同時に災害復旧工事ににつきましては、資料の5番目に書いてあります受注制限を適用しないこととしました。

それから、現場の業者の声で、手間がかかることと、もう一つ、合冊入札をしてほしいという要望がございましたので、各課には、できるだけ現場が近ければ複数の工事を一つの入札案件とする合冊入札をお願いしているところです。この合冊入札によって、複数現場があっても、主任技術者は1名で済みますので、その配置的にはかなり、業者的には有利になります。

それから、今後のことですけれども、さらなる工事関係書類の簡素化を徹底的に図りたいということと、さらに追加の不調、不落対策も今検討中でございます。

**○委員（新原春二）** 大体、今、課長の発言の中では、状況の把握をされて、本当対処されていると思うんですけども、根本的なものがちょっと崩れているんじゃないかなと思うんですよ。特に、入札制度があってから、A、B、Cランクの撤廃をされましたよね。Aランクを持っていた人、物、機械、そういうものが全部リースに変わっていったんですよ、人も減ったし。というのは、昔のA

級というのは、ほとんどC級、D級の下請に入っていくという全く御無礼な話なんですけども、そういうような状況になっているんですよ。

ただ、責任者、免許を持っていらっしゃる方で、四、五人でやっていたらっしゃる企業は、そうしたA級、B級を下請に使うことによって、点数はうんと上がってくるわけですよ。

だけど、そういうものは営業的に上がっていくんですけども、いざ災害があった場合に、機材を持たないものですから、こういうものに入っていけないわけですよ。

だから、応札がないというのは、そこに起因をしているんじゃないかと思うんですよ。だから、そういう意味では、そういった業者が言われるのは、県並みの入札制度にしてくれと言われるのは、そこなんです。やっぱりきちんと市全体を見通した中で、きちんとした仕事をしたいというがあるので、県並みの方向に入札制度そのものも転換をしていくべき時期に来ているんじゃないかと私は思うんですよ。

だから、そこら辺で、今即回答をせえというんじゃないなくて、従来的には全市的なそういった、議会もそうですけども、入札制度の在り方について一考していく時期じゃないかと思うんですけども、総務部長どうですか。

**○総務部長（田代健一）** ただいま現状の課題と、それに対する当面の取組というのは課長のほうから御説明したところですけども、御指摘のように、入札制度というのは完成形がない中で、その都度、発注者、受注者のそれぞれの要件とニーズ等を踏まえながら、そしてまた真の発注者である市民の意見も聞きながら、公正で、それからよりよい品質の入札制度というのを目指していかないといけないところです。

御指摘の県の制度に近い制度をとるところにつきましては、随時入札制度、国の制度が変わるのを踏まえて、県のほうも変わっていきますので、それを本市におきましても参考にしながら、入札制度の改革を行っているところですので、今後もその方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○委員（新原春二）** ぜひそういう先を見越したものにしていけないと、業者というのは利益を追求することもそうですけども、地域の全体的なも

のを見ていきますので、それは業種によって全てですけれども、ぜひ業者の意見も十分聞いてもらって、今後検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

**○契約検査課長（橋口 堅）**本市の入札契約制度は、業界の要望もございますし、鹿児島県からも職員の派遣をいただいて、ほぼ鹿児島県と同様の制度になっております。唯一違うのは、鹿児島県はランク制度を導入しているということと、本市の場合にはランク制ではなくて、工事成績に伴う入札制度になっているということです。

今のところ、工事成績を条件とする入札制度によりまして、業者の方も真剣に取り組んでいらっしゃいますし、談合のできない入札制度となっておりますので、現状の制度を維持していきたいと思っておりますけれども、少なくとも今の制度をランク制度に変えるとどうなるかということなんですけれども、中には技術者が数人しかいらっしゃらない小さな事業者の方が工事成績を頑張られて、2,000万円以上の工事を何件も受注されていらっしゃる事業者の方もいらっしゃいます。ここは頑張ってチャンスを生かされていらっしゃる業者の方です。これがランク制度になりますと、もしかすると、この2,000万円以上の入札には参加できない可能性がございます。

それから、3,000万円以上の総合評価落札方式については、県のランクで言うと、Aランク相当、それからBランクの一部が入ってくる業者さんが3,000万円以上の総合評価落札方式に参加できますけれども、今は、この方々は3,000万円未満の小さな工事も参加ができません。

しかしながら、ランク制が導入されると、小さな工事には参加できないことになりますので、したがって、ランク制にすると、全業者、今よりも入札参加機会が少なくなるということになりますので、これはちょっと慎重に対応していきたいと、検討していきたいと考えております。

**○委員長（中島由美子）**ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）**質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

△防災安全課の審査

**○委員長（中島由美子）**次は、防災安全課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）**まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

**○防災安全課長（堂元光信）**まず、補正予算の歳出について御説明をいたします。

予算に関する説明書の76ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費の右側説明の欄、事項災害予防応急対策費の米印、防災安全課分のうち、工事請負費60万円は、樋脇支所の移転に伴い、旧庁舎に残っております気象観測装置を新庁舎へ移設する工事費でございます。

備品購入費2,000万円は、後ほど歳入のほうでも御説明いたしますが、株式会社CGCジャパン様から災害関連への寄附ということで、2,000万円寄附金をいただいておまして、それを財源として災害対応の車両1台のほか、避難所用の簡易なテント・ベッド、LEDのチャージライト等の災害時の備蓄品を購入、整備するものでございます。

77ページをお開きください。

説明の欄、丸印、防災行政無線通信施設管理費のうち、修繕費170万5,000円は、台風10号で防災行政無線8中継局あるんですが、そちらが修繕、停電等で発電機が長時間稼働しておりまして、その発電機の点検、オーバーホールを行うものでございます。

また、備品購入費957万円は、防災行政無線の各家庭に置く戸別受信機300台を購入するものでございます。

なお、株式会社CGC様から寄附いただきました備品購入費2,000万円の事業については、本年度内の調達、納品が厳しいことから、予算に関する説明書の7ページでございますが、第2表、下から3段目に記載のとおり、繰越明許費の設定をしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

説明書の35ページをお開きください。

18款1項10目の右側説明の欄の丸印、災害対策費寄附金、米印の防災安全課分2,000万についてですが、株式会社CGCジャパン様より令和2年7月豪雨の災害に対し、防災関係に役立ててほしいとの寄附の申出があり、それを受け入れるもので、歳出で御説明しました災害時の備蓄品等の購入費2,000万円の財源とするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）寄附の会社は、何の会社ですか。

○防災安全課長（堂元光信）全国的な大規模な企業様で、食品を扱っていらっしゃる、食品を提供するグループ会社でありまして、小売企業様とグループを形成されて、調達をされております。特に、今回、薩摩川内市に御寄附をいただいたのは、プラッセだいわさんと提携されておりまして、そちらの関係で本市に寄附をいただいたところでございます。

○委員（森永靖子）防災行政無線を300台というと、その300台を使い切ると、あとはないということですか。

○防災安全課長（堂元光信）毎年度予算を組みましてしておりますが、本年度、大体年間400台設置します。そのうち新規で購入するのがおおむね300台、あとの100台は転出をされて空き家になっている家の改修とかをしながらの中古になりますけれども、そういうのを修理しながらしているところでございますが、今年度7月豪雨、台風10号を経まして、市民の方からかなり多くの要望をいただいております、今、在庫がない状態で、今年度にまた転入等が多くなる年度初めまで、この300台でストックというか、在庫としたいというところでございます。

○委員（森永靖子）若い人たちで、新しく家を建てたところが防災行政無線をつけてくださいと言ったら、もうないという一言だったと、一番肝心で必要なところなのという親御さんのほうから、どうしてつけてもらえないのか聞いてみてくださいということでしたので、300台使い切ったからといって、後々何軒か家を建てられてもならないのはちょっとおかしいと思ったので、今質問

しました。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）それでは、委員会資料の3ページを御覧ください。

薩摩川内市災害対策有識者会議についてでございます。

本会議上でも御報告を一部しましたが、まず1の目的でございます。地域防災計画に基づく災害予防、災害応急対策等について、対策の内容や効果等を外部の各分野の専門的な視点から意見を聴き、今後の防災計画や対策に活かすことを目的に設置し、去る11月25日に第1回の有識者会議を開催したところでございます。

2番目の委員の構成でございますが、委員長の鹿兒島大学教授で地震火山地域防災センター長の地頭菌教授をはじめ、川内川河川事務所長、県の北薩地域振興局建設部長、48地区コミュニティ協議会連絡会の会長、副会長のほか、本市の気象アドバイザーの今村氏など6名で構成をされております。

3番目の今後のスケジュールでございますが、第1回は開催済みでございますが、1月、3月、年度内に2回を予定しておりまして、来年度の出水期等までには一定の御意見をまとめながらいただきたいというふうに考えております。

なお、頂いた意見については、災害対策や防災計画等の参考とさせていただくところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）今のこの有識者会議の件も含めて、ちょっと二、三お伺いしたいと思うんですけど、災害応急対策等について、目的がなっ

いるんですが、議事の進行は、災害の対応、それから避難所等については書いていないんですけど、避難所運営等についても検討すべきだろうと思うんですが、それはいかがでしょうかということが1点。

それから、先ほど御寄附をいただいて、災害時における備品調達をされるわけなんですけど、どうしても暑い夏場に避難が多いということを鑑みると、段ボールベッドの設置をある程度しておくべきではないのかということ、それからパーティションが必要ではないのかということ、それから簡易な冷却装置等の設備も必要じゃないかと、何でかという、大体が学校の体育館等が避難場所なので、暑い暑いと皆さんおっしゃるわけなんですけど、そういうことを今後計画していくべきだろうと思うんですけど、その辺についてどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

**○防災安全課長（堂元光信）** まず、有識者会議において、避難所についても議論すべきじゃないかということでした。ここに書いておりませんが、災害対応について御意見いただくつもりでございまして、主には当然対策本部、市の体制の在り方、それから市民への避難発令等、それと避難所の開設、それから運営の在り方についても御議論、意見をいただけたらと思っております。

また、2番目の質問でございまして、備品の整備についてでございます。

当然段ボールベッドというのがはやっておりますが、今年度もコロナ対策として、今回も予算でお示ししておりますが、簡易なテントというのが簡単に、一、二名でテントができるようなものになってきておりますし、併せてベッドもすぐに広げられるというものがあまして、今どちらかという、そういうテントのほうを整備はしております。

段ボールベッドについても、備蓄はあるんですけども、数がそんなにないのでございまして、今後そのテント等も併せて整備をしていきたいというふうに考えております。

コロナ対策におきまして、パーティションの話も出しましたが、こちらもコロナ対策のほうで各避難者の仕切りができるようにパーティションの準備をして、既に支所等の配付をしてございます。

それから、体育館等の避難の環境整備でございますが、冷暖房が当然体育館にないところが多々ございます。この辺りも体育館だけでなく、避難所の在り方全般を見直す中で、当然優先順位を決めながら、必要なものを今後施設担当課とも協議して、整備していきたいというふうに考えております。

**○委員（川添公貴）** 支所にパーティションを配備してあるということなので、数量はどれぐらいなのかということ、その数量に基づいて何世帯ぐらいがちゃんとしっかりと区切りができるのかということをお願いいたします。

それから、テントとベッドについては、私も見させていただきましたけど、テントがあればパーティション要らないのかなとは思ったんですけど、あのテントの中に夏場入れというのは厳しいですよ。あのテントで、詰めて二人は寝られるので、正直言って寝にくいと思いますよ、夏場は。

だから、そういう空調をつけるということではなくて、そういう持込みの移動型の、そういう簡易の環境、冷やす装置とか、扇風機とかでもいいんですけど、そこ辺も考えていくべきだろうと思うんですが、テントを進めていかれるということなので、それはそれでよしとして、何でベッドがいいかという、御存じのように、ベッドをつけることによって、パーティションを敷いて、しゃがんだとき見えないんですよ。立てば見えるんです。何でかという、立った状態で見えると、安否確認ができるんです。

だから、わざと見えるようにしてあるんです、あれ。だから、それと寝転んで、しゃがんだりすると見えないのでということがあるので、テントも同じようなことなんでしょうけど、またこれについては考えていただきたい。段ボールベッドじゃなくて、小さなベッドも見させてもらったんですけど、一人用のです。そういうのを進めていただければ、それでいいと思うんですけど、この2点について答えていただきたいと思うんです。

**○防災安全課長（堂元光信）** まず、1点目の御質問でございまして。

パーティションをどれくらい用意しているのかということですが、まず今パーティションと言いました間仕切りができるマットでございまして。壁にもなりながら、下に敷いて、ちょっとふわふわ

したマットでございますので、壁だけじゃなくて、マットにもなっておりますので、今まで板敷きで寝られるよりは、マットを敷いていただくという用途のものでございまして、それが本土4支所については、各支所300枚用意してございます。甌4支所については、1支所100枚配付してございます。川内地域が残り1,700というふうに今配備をしております、おおむね11枚で3世帯ぐらい入れる。高さが、今、委員言われたように、1メートル20センチぐらいの高さでございまして、天井がありませんので、そういう安否確認、換気の点では、まずはそちらが一番すぐに使えるものかなというふうに考えております。

2点目のほうなんですけれども、今パーティションなんですけど、今、災害時は1泊2日の避難が多うございます。そちらがパーティションでやっていただいて、3日以上とかになったときに、ちょっとテントのほうを御準備したいなというふうに思っております、川添委員見られたんですが、二人用もございまして、今、四人用のほうもありまして、当然換気、通風性を持ったやつも選びながら整備していきたいというふうに考えております。

**○委員（新原春二）**今の避難所の見直し、あるいは避難計画の見直しというのは俎上に上がっているんですけども、7月豪雨の中で、坪塚地区で、五十数名ボートで救助をされたんですよね。自治会のスペースから見ますと、到底密の密になる状況なんです。自治会長に話を聞きましたら、密を避けるためにどのくらいスペースが、何人ぐらいのスペースを考えているんですかと言ったら、二十数名だということなんです。

ということは、総体的にそこに避難をすれば、その倍になるわけで、特に今、コロナの関係でスペースを広く取らないかという状況はあるわけなんですけども、そこ辺を加味しながら、今後その避難計画、あるいはまた避難所のスペースの在り方について検討されるんですけども、いつごろまでに、どういうふうな過程で、そういう避難の関係の見直しをされていくのか、計画があったら教えていただけますか。

**○防災安全課長（堂元光信）**まず、コロナ対策として適切な間隔というのは、実は今年度6月に避難所におけるコロナ対策運営指針という避難

所の運営指針を定めておりまして、おおむね1世帯2メートルの間隔を空けると、4平米です。今まで192の避難所がございまして、約4万人収容としておりました。これが半分になりますので、192か所の2万人と、今想定しております。

台風10号が近年では一番多かったんですが、約5,600名の方が避難をされております。当然この台風10号のときに、今までのスペースよりも、例えば学校だと、体育館だけだったんですが、可能な教室を検討していただきまして、できるだけ入れたり、国際交流センターについても、今までの避難スペースだったんだけど、ほかにも使えるように事前に開けて、ちょっと正確にじゃどのくらいの収容人数だというのは、まだ出ておりませんが、その辺りも各施設の避難スペースを可能な限り調査をしていって、収容人数も上げていきたいということです。明確にスケジュールがあるかという御質問ですが、今のところまだ、いつまでに何をというところはございません。

ただ、今年度我々経験しましたけれども、台風10号で、海の近い京泊とか、港の避難所が高潮で、自治会長さんと相談しながら開けないとか、また施設が老朽化してちょっと危険だということでは開けなかったところもございまして、まずそういうところをすぐに見直しをして、代替の避難所を設定していきたいというふうに考えております。

**○委員（新原春二）**毎年雨季、あるいは台風シーズンがあるわけですけども、来シーズンもないとは言えないわけですよ。

だから、そこら辺のタイムスケジュール、これはきちんと定めた上で、そういうものをきちんと出していかないと、市民としては非常に迷って、今年も迷ったが、来年も迷うというようなことがないように、ぜひそこらは早急な対処をしていただきたいと思っております。

**○委員（森永靖子）**御陵下のグラウンド会館が避難所になっているんですけども、今回はコロナの関係で、下の1階に入れる人数が決まっています、車で動ける人はアリーナに行ってください。近辺の方で、車でない人はグラウンド会館に行ってくださいというのがあって、2階に上がる人たちも多かったんです。

2階はエレベーターがない関係で、階段を上が

って曲がってというふうになっていて、とても不便だという声がたくさんありました。それで、以前、私が一般質問の中でグラウンド会館にエレベーターをつけてくださいと言ったときに、年間2階を使う人数が少ないので、できませんと言われました。

ですから、ふだん使う人数とこういった関係で避難に使う場合も多くなってくると思いますので、要望ですが、2階に上がるところにエレベーターをつけてほしいというふうに思っています。

○防災安全課長（堂元光信）今いろんな議員から御意見いただいております。我々も、まず今の192の避難所が本当に適切な場所にあるのか、適切な施設なのかというのを改めて、在り方から検討をしてみたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（中島由美子）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）それでは、一般会計の第12回補正について御説明いたします。

まず、歳出について、説明書の44ページをお開きください。

2款1項16目原子力対策費、事項広報調査事業費702万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見合わせた原子力安全対策連絡協議会や発電所見学会、各種会議や研修など、また委託料は原子力広報に係る文書発送委託、補助金は放射線知識普及啓発人材確保補助金について、執行見込みに基づき減額しようとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、

30ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金のうち、3節広報・調査等交付金702万5,000円の減額は、歳出、広報調査事業に対応して減額しようとするものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）まず、歳出予算について説明をします。

予算に関する説明書の47ページをお開きください。

2款4項3目選挙費は、7月12日執行の鹿児島県知事選挙及び鹿児島県議会議員補欠選挙の出向経費の確定に伴い、県知事選挙費1,956万4,000円、県議会議員補欠選挙費を546万円、合計で2,502万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入予算について説明します。

32ページをお開きください。

16款3項1目総務費委託金4節選挙費委託金で、鹿児島県議会議員補欠選挙委託金及び鹿児島県知事選挙委託金の確定により、歳出と同額の2,502万4,000円を減額しようとするものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

---

△会計課の審査

○委員長（中島由美子）次は、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

---

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

---

△企画政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、企画政策課の審査に入ります。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）それでは、第12回補正予算について説明いたします。

まず、歳出は、予算書49ページになります。

2款5項2目基幹統計調査費は、国勢調査に伴う調査員の報酬の増加分を措置したものでございます。

次に、歳入になりますが、予算書30ページをお願いいたします。

16款2項1目5節電源立地地域対策交付金でございますが、移出県相当分及び周辺分の交付金の交付額確定による調整でございます。

続きまして、32ページ、16款3項1目5節統計調査費委託金は、今ほど説明いたしました国勢調査の報酬の増加に伴う県からの国勢調査事務委託金でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

19款1項62目1節地域活性化基金繰入金は、地方創生に伴う事業の充当額の減額に伴うものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）企画政策部の委員会資料の1ページをお願いいたします。

広聴・新ビジョン調査プロジェクトチームについて、説明をさせていただきます。

1番の目的でございます。

自治基本条例に定める市民との対話の場として、令和デザイントークを設置し、広く市民等の意見を聴き、中堅職員を中心とした人材育成・政策形成能力の向上を通じ、市制20周年に向けた円滑な事業推進と第3次総合計画の策定に反映させることを目的としております。

2番の所掌事務でございます。

令和デザイントークの運営に関する事、第3次総合計画策定に係る各種調査に関する事などでございます。

3番、構成員でございますが、リーダーを1名、企画政策課、それからサブリーダー2名、総務課、広報室から、いずれも課長代理がリーダー、サブリーダーを務めております。

それから、メンバーの9名につきましては、各部局から若手、中堅職員を中心として9名選定されております。12名の中で、それぞれ男女の比は、6名、6名という形で、ちょうど同数となっております。

中堅、若手職員ということで、メンバーの平均年齢41.1歳となっております。

プロジェクトの設置期間につきましては、4番目、令和2年12月1日から令和7年3月31日までとなっております。

5番の令和デザイントークの概要につきましては、これまで一般質問の中で、市長、それから企画政策部長が答弁されたとおりでございまして、記載のとおりでございます。

それから、6番のスケジュールでございます。

こちらにつきましても、11月25日に、まだプロジェクトの設置前ではございますが、（仮称）令和塾という形で、第1回の令和デザイントークを開催しております。

それから、12月1日に3プロジェクトの中の一つとして、広聴・新ビジョンプロジェクトが設

置されまして、早速、その後に第1回の会議を行っております。

そして、今月末ということで、本会議場では市長のほうに答弁されておりますが、今のところ12月25日予定としまして、産後ケアをテーマに助産師会を対象として、第2回の令和デザイントークを予定しております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）このプロジェクトの開催状況については、途中経過とか、いろいろ出てくるんですか。

○企画政策課長（上戸理志）市長も、特に力を入れている事業でございます。行政としても、この広聴、それから企画政策課としても、ビジョン策定については、非常に大きなミッションだというふうに認識してございます。

あの中に、広聴機能ということで、サブリーダーは、これ広報の課長代理も含まれておりますので、広報紙なども使って、途中経過については、市民にもタイムリーに発信していきたいと考えております。

○委員（新原春二）1点だけ確認させてください。

この人選については、それぞれ各課から選出されるんですが、当然、毎年4月1日の人事異動、10月の人事異動等もあるんですけども、これは人事異動については、ここの選出された分については、いじらないと、そしてまたそれでは異動はどうか、考えていますか。

○企画政策課長（上戸理志）12名の中、特に9名の各部局から選出された職員について、こちらについては1年を任期と考えております。

ただ、最初の1期だけは4か月という、12月1日から4か月ありますので、1年4か月を考えておまして、その後につきましては1年を任期と考えております。

○委員（新原春二）そうしますと、特に第3次総合計画の策定に関する各種調査も入っていくんですが、かなり長いスパン、6年までかかるんですが、そこら辺の引継ぎといいますか、多くの人に考えを聞くという意味では非常にいいと思うん

ですけれども、そこ辺の関連性がなくなるんじゃないかと思うんですが、そこ辺の関連性についてはどうですか。

**○企画政策課長（上戸理志）** 12名がごそつと変われば、そういったところの関連性というのもなくなるおそれというの也有りますが、事務局として企画政策課も携わっていくということと、それからリーダー、サブリーダーについては、今言った1年という任期は、特に今のところは考えておりませんので、もちろんそこも異動があります。そこについては柔軟に対応できればと思っておりますので、職員の政策能力の形成というようなこともありますので、多くの職員にこのプロジェクトのメンバーとして経験していただきたいという、そちらのほうも重視してございます。もちろん、プロジェクトの重要性、継続性、そういったところも考慮しながら、メンバーの人選、今後も当たっていききたいというふうに思っております。

**○委員（川添公貴）** 国勢調査費について、速報値はいつごろ出されるのかということ、ちょっと前聞いたような気がしたんですけど、ちょっと教えていただきたい。

それから、今回オンライン調査が可能だったと思うんですが、オンライン調査が何%あって、調査員が訪問されたのが何%ぐらいあったのか、大変御苦労されていたみたいなので、オンライン調査のほうがりやすかったんですけど、そこ辺を教えていただきたいと思えます。

**○企画政策課長（上戸理志）** 川添委員お見込みのとおり、9月の委員会資料で説明をさせていただきました。4か月速報が遅れるということで、来年の6月を予定としているということで報告させていただいております。今のところ、この情報は変わっておりません。

それから、川添委員のほうからも非常に調査員等、それからスタッフも含めて今回の国勢調査苦労した、そのとおりでございます。インターネットということで、国のほうが大体5割を目指しておりましたが、薩摩川内市のオンラインの回収率はおおよそ32%となっております。郵送回答がやはり多くて、約半分、約50%が郵送回答ということで、残りが約17%ですけど、調査員が回収したり、一部、まだ今のところ、まだなかなか回収に至っていないといったところもございます。

**○委員（川添公貴）** 分かりました。郵送も結構あるんだらうと、1%がそれなら未回収ということですね。今言われたのを足せば、そうなるかと、それはいいとして、今後、今回は10年に一回の大きな調査だったので、正確な数字が早めに分かればいいと思っていた。

**○委員（森永靖子）** 今回の一般質問の中で、産後ケアについて質問しようと思ったんですが、保健センターの職員に聞いたら、助産師さんは入っていますよと聞きました。以前、管理栄養士と助産師さんの募集があったときにどうだったのかなと思って聞いてみたら、助産師さんは保健センターに入っていますと聞いたので、産後ケアについては、助産師さんが入っておられれば心配ないなどと思って質問しなかったんですが、実際、成川議員の質問の中で、助産師さんは入っていらっしやらないような答弁がありましたね。ですから、実際どうなのかと思ってお聞きします。保健センターに助産師さんが常駐していらっしやいますか。

**○委員長（中島由美子）** ここの質問、ここの課が違うんです。

**○委員（森永靖子）** ああ、そうか。

**○委員（山元 剛）** デザイントークの件なんですけれども、今、前回飲食業生活衛生同業組合ですか、それで今回産後ケア、今回このデザイントーク、本当横文字が多いんですけど、地域の皆さん、それは何なのと言われるのも多々あるんですけども、結構、広く市民や各種団体とあるんですけども、各種団体の方々、市長と直接話したいというのは、本当こういう各種団体とかというのは、市長とか、当局の皆様と、各種いろんな会とかがあって、出会う場面は多いと思うんですけど、それを改めてするのも、もちろんいいんですけども、私、それよりも各地域の有志の方とかいらっしやると思うんですよね。

市民の皆さん、実際本当に市長とお話をしたい方々、あまり線引きをどこかで引かないとできないのも分かりますけど、こういう各種団体、委員会の方たちの代表と市長と直接語るといのも分かるし、その選定というのはどこで線引きを決めて、もっと実際地域の例を言うと、各種地域には地域を盛り上げる有志の、昔の言葉で言えば、もえみみたいな地域の会があるんですが、そういう方

たちも直接市長とこういうまちをつくりたいとか、意見を聞くんですけど、そういう方たちもぜひ参加させてもらいたいなど、もちろん誰でもいいというわけにはいかないんですけど、その辺の選定理由というのはどういう感じて決めているのかをお願いします。

**○企画政策課長（上戸理志）** 市民、各種団体の選定について、このデザイントークの運営については、プロジェクトの業務という形で、プロジェクトが担っております。27の施策がありまして、総合計画には、第3次も、もちろんこういったものが基礎にはなると考えております。

その27の施策について、こちらのほうを新しいビジョンの作成のために九つの各部局からメンバーが集まっておりますので、満遍なく、そこが回るような形でプロジェクトを今回はこういうテーマで、こういう団体にアプローチしてみようと、そういったものをプロジェクトの中で決めていって、今のところは選定しようと考えております。

一般質問の中でも、手を挙げて、ぜひという、そういう公募についてはという質問もございましたが、今のところ、まず立ち上がったばかりですので、プロジェクトを中心に選定していきたいというふうに考えております。

**○企画政策部長（末永隆光）** 今、課長が答弁したとおりなんですが、地域の有志の方とか、あるいは地区コミュニティ協議会、自治会の方につきましては、坂口議員のところでも市長が答弁いたしましたとおり、市長が2年に一回、中学校単位で地域を回るまちづくり懇話会というのが来年の4月以降も引き続き継続するという市長の答弁でございましたので、名称は今後検討するということなんですが、そういう場面もございますので、そういった形での市民との対話というのはあるというふうに理解をしていただければと思います。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課を終わります。

△甌はひとつ推進課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次に、甌はひとつ推

進課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** それでは、歳出から説明をさせていただきます。

別冊となっております、予算に関する説明書の41ページをお開きください。

2款1項6目企画費、説明欄の甌島地域振興費は、本年度開催予定の全国離島振興協議会総会等の中止による旅費及び負担金の減額でございます。

次に、84ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費、説明欄、最下段になりますが、恐竜化石活用事業費は、85ページまで記載をさせていただきますが、集中発掘調査などの実績見込みによる旅費及び展示用備品購入の執行残並びに学会が中止になったことによる負担金の減額でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

31ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金4節社会教育費補助金、説明欄の特定離島ふるさとおこし推進事業費補助金の減額は、歳出、恐竜化石活用事業費に対応するものでございます。

次に、38ページでございます。

21款5項4目雑入については、説明欄、最上段の丸印に記載のとおり、離島市町村等の職員研修が中止になったことによる県離島振興協議会からの旅費助成金の減額でございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 別冊の総務文教委員会資料、2ページをお開きください。

まず、新型コロナウイルス対策に係る甌島との往来自粛等についてでございます。

経過を報告させていただきます。

9月議会において、8月31日発出分までを報告させていただきましたが、その後、9月30日に、10月1日以降について、来島者への事前の検温と体調管理の徹底、慎重な対応を、甌島市民へ島外への移動は、慎重な対応をということでお願いをしたところでございます。今後も感染状況や国県の動きを注視しながら、市の本部会議等で決定をし、注意喚起をしまいたいと思っております。

次に、3ページをお開きください。

まず、令和2年10月29日に手打地区コミュニティセンターにおいて、西之表市・薩摩川内市甌島移住者交流会を実施いたしました。これは、明治時代に下甌島から種子島に移住されたことによる交流で、昨年本市から西之表市を訪問したことから、本年度西之表市から訪問されたもので、市長・議長・副議長・地域代表外9名が参加いただきました。

次に、(2)番の恐竜化石活用事業については、本年度の企画展や協力事業の実績、現在、執行している甌ミュージアム（恐竜化石等博物館）の実施設計、その内容を検討する構想検討委員会の開催状況と予定、発掘に係る現地調査の経過報告を掲載しておりますので、御確認ください。

次に、4ページでございます。

甌島ツーリズム推進事業について、今後予定しております甌島の中学生が集まる交流会・甌島方言講演会の開催概要を掲載しておりますので、御確認ください。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（屋久弘文）** 大まかでもいいんですが、この甌ミュージアムはどんなふうに改修をされる予定なんですか、初めて聞いたものですから、併せて付け加えさせてもらおうと、甌を訪ねたときに、ちょっと話を聞いたんですけど、1日来館者が150名を超えとか、かなり人気があるような施設には、今でもなっているみたいなんです、

今の施設をどんなふうに改修をされる予定なのかというのをお尋ねしたいと思います。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 今、村時代につくった鹿島支所のままでの運用をしております。エントランスのあるところに全身骨格標本、それから2階にクリーニング室と、あと展示等をしておりますが、今回、甌島の支所の再編等によりまして、今でもかなり事務所のところもちょっと空いているんですけども、そこら辺を事務室と、あと展示のところを広げたり、研究室が2階にちょっとありますが、それを1階に下ろしたり、クリーニング室も1階に下ろしたりということで、展示の部分を広く、ちょっと大きく活用して見やすくしていこうというふうに思っています。

2階もほとんど展示のほうに使わせていただきたいと、3階は議場なんかをちょっと改修をして、広く使えるような感じにしていきたいというふうに思っております。

全体的には、甌島で発見される化石等は、これからのどんどん増えていくという見込みですので、記者発表しながら、展示物の充実を図って、外からのお客さんが甌島の——雨が降っても見れる、室内で見れる施設としては最大のものだというふうに思っておりますので、観光客等に対しても、ここを十分活用して、増えるように、見やすくしていきたいというふうに思っております。

**○委員（屋久弘文）** じゃ、今のお話を聞いていましたけど、1階に鹿島の市民サービスセンターのスペースを残して、それ以外は、割と大規模に補修をするということのイメージでいいんでしょうか。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 鹿島市民サービスセンターの事務所とうちの職員もおりますので、その執務スペース、あと教育課もありますが、そのスペースを残して、あとは大きく展示物を中心に変えたいと思っています。

**○委員（新原春二）** 今の甌ミュージアムの関係なんです、今、子どもたちを含めて非常にブームなんですよ。うちの孫も横文字をぺらぺら言っていて、全部持っていて、しかも全部名前を覚えているんですけど、そうした子どもたちの夢、そういったものが必要になると思うんですけど、スペース的にはありますが、こういった学術的な標本の部分と、それと子どもたちも遊べるような動く恐

竜なんかを含めて、そういった夢のあるものにしていただきたいと思うんですが、そこら辺のプランはどうなんですか。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 動く恐竜は、かなり費用がかかるんじゃないかなと思っておりますが、当座は中の整理と展示物の整理をさせていただきますというのと、あと子どもたちがちょっと遊べるようなスペース、フリースペースでのプレイスペースみたいなところとか、図書機能をちょっと備えたりとか、そういうのは当初からしていきたいと思っております。

言われました動く展示物なんかも入れたいんですけども、ちょっと最初からは難しいと思うので、補助事業等を活用しながら、後年ででも、また展示物の配置等も一緒に検討していきたいと思っております。

**○委員（新原春二）** ぜひそのようにお願いをしたいと、特に今、熊本にあります展示、恐竜博物館が非常に繁盛してしまっていて、九州管内、また全国から人を集めているといういい見本がありますので、そこら辺も含めて研究していただきたいと思っております。

それと、もう一点、2番目の西之表市の交流事業、私も前回、初めて参加をさせていただきました、非常に盛り上がった1年でした。特に、前々回、議長会の中で、議長からいろいろ話を聞いていましたので、これについては、ぜひ進めていきたいと思っておりますし、またその中でいろいろ話があったのは、ぜひ西之表市とこうした島のことも含めて、姉妹都市を結んだらという話もありました。

私も、いい企画でありますので、これ非常に歴史のある、そして伝えていかなきゃならない事業であると思っておりますので、そういった面で、姉妹都市の事業を今後進めていったらと思うんですが、そこ辺はどうですか。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** この間そういう話を聞きまして、その後、まだ協議は、開始はしておりませんが、そういう話が出たということで、報告はさせていただいておりますので、今後どこかですか、また議論をしていきたいというふうに思います。

また、議員の皆様にもお願いすることもあるかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

**○委員（坂口健太）** ちょっとお伺いしてみたいんですけど、「甌はひとつ」というのを進めていく中で、旧4村、それぞれ歴史や文化、違う中で、これから一つになっていくために、それぞれの歴史や文化について理解を深めていくといったような計画とか事業等々あるのか、お伺いしてみたいと思っておりますし、取り組まれないと私自身も思っておりますし、地元の塩田議員からも、ぜひ聞いてくださいと伺っておりますので、お伺いしてみたいと思っております。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** 一体感の醸成ということだというふうに思いますが、これまでもいろいろ各地の国民文化祭とか、そういう大きな催しもあって、それぞれ各地のことを知るという機会もあったんですけども、これまでうちの課で取り組んできておりますのも、甌島ツーリズムとか、これにも出ております方言の講演会とか、あと今度予定しております中学生の交流会にしてもそうなんですけれども、島の方々が島それぞれの、今まで島だったもの、村だったものを、全域を知ってもらいたいという取組を進めてきておりますので、今後もこういう取組にプラス、またeスポーツ大会とか、そういうのも一緒にするとか、そういうのもできれば、ちょっとアイデアを考えて、いろんな手当てができれば取り組んでいきたいなというふうには思っているところで

今のところ、現在取り組んでおります事業の延長と、今、島のさっき言いました体育協会のほうには、そういう大会ができないかということなんかは、ちょっと呼びかけはしているところです。

**○委員（坂口健太）** 答弁ありがとうございました。なかなかこれまでずっと海を隔ててきたということもあって、一体感の醸成というのが一朝一夕にはいかないと思っておりますので、いろんな今御答弁いただいたようなことも含めて、一体感の醸成、また歴史、文化への理解が図れるように取組を進められたいと思って、意見、要望として言わせていただきます。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、甌はひとつ推進課を終わります。

---

△行政改革推進課の審査

○委員長（中島由美子）次は、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。

---

△地域政策課の審査

○委員長（中島由美子）では、地域政策課の審査に入ります。

---

△議案第192号 薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第192号薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一）議案つづり、その2の192-1ページをお開きください。併せて、企画政策部の議会資料も御準備をお願いいたします。

1の指定管理者に管理をお願いする施設につきましては、薩摩川内市セントピアになります。

2の指定管理者に指定する団体は、株式会社誠建設です。

3の指定する期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

それでは、企画政策部議会資料の119ページをお願いいたします。

1の指定管理者に行わせる施設の概要は、記載のとおりであります。

2の指定管理者に行わせる業務につきましては、施設の維持管理及び運営に関する業務になります。

3の指定管理候補者の概要は、株式会社誠建設

で、記載のとおりであります。

続きまして、120ページをお開きください。

4の指定管理候補者が示した事業計画の概要、これにつきましても記載のとおりです。

5の選定経過の概要につきましては、2者から応募がありました。それに基づき、10月7日に選定委員会を開催いたしました。委員会は企画政策部長を委員長としまして、行政改革推進課長、地域政策課長の内部委員3名、それに外部委員といたしまして地元代表の隈之城地区コミュニティ協議会会長、有識者代表としまして隈之城小学校校長、さらに施設利用者代表の3名、合わせて6名により、候補者へのヒアリングを含め、審査を行いました。

採点の結果は、121ページ、採点結果表のとおり、合計点数600点に対しまして466点と、最も得点の高かった株式会社誠建設を公募による候補者に選定するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一）初めに、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書（第12回補正）の41ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち地域政策課分につきましては、備考欄で説明いたします。

事項文書発送事業費の87万円の減額、これにつきましては自治会文書送達業務委託の執行残になります。

次に、同じく41ページ、同項6目企画費のうち地域政策課分は、備考欄、事項生涯学習推進事業費の609万6,000円の減額、これにつきましては来年の2月に開催を予定しておりました第16回薩摩川内市生涯学習フェスティバルにつきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としたことに伴います委託料等を減額したものであります。

次に、42ページをお開きください。

事項地域おこし対策事業費の316万8,000円の減額は、隊員の配置実績に基づき、未配置月数分、これの報酬、社会保険料を減額するものであります。

次に、43ページをお開きください。

15目コミュニティ費の備考欄、事項自治会育成費の63万円の減額は、自治会運営交付金の確定による減額であります。

次に、44ページをお開きください。

事項コミュニティセンター管理費の197万7,000円の増額は、八重地区コミュニティセンター体育館の雨漏りの修繕、これに係る必要な経費及び可愛地区コミュニティセンターの腐食したひさしの撤去工事に係る経費を計上させていただいております。

事項コミュニティ推進費の1,143万7,000円の減額、これは火災保険料としまして市民活動災害補償保険の執行残です。

次に、一般コミュニティ助成事業補助金は、地区コミュニティ協議会への備品購入に伴う一般財団法人自治総合センターの助成額の確定によるものであります。地区コミュニティ活性化事業補助金は基本コース、ビジネスコースの補助額決定によるものであります。市民活動支援補助金は、市民活動団体等が実施する事業への補助額の確定に伴う執行残によるものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

36ページをお開きください。

19款1項61目1節市民活動支援基金繰入金の391万8,000円の減額は、コミュニティ推進費の市民活動支援補助金の減額に伴います基金からの繰入金の減額になります。

次に、38ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の地域政策課分について説明いたします。

説明欄の5番目、事項一般コミュニティ助成事業助成金110万円の減額、これはコミュニティ推進費の一般コミュニティ助成事業補助金の確定に伴うもので、一般財団法人自治総合センターの助成額を減額するものであります。

次に、債務負担行為補正について説明をいたします。

8ページをお開きください。

地区コミュニティセンター38件、それと先ほど審査いただきました薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について、指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があります。

表の上から4件目、亀山地区コミュニティセンターから、11ページになります。一番下、薩摩川内市セントピアまでのとおり補正をするものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、地域政策課を終わります。

△ひとみらい政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、ひとみらい政

策課の審査に入ります。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）それでは、ひとみらい政策課の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の42ページをお開きください。

2款1項6目企画費、説明欄の真ん中辺り、事項少子化対策事業費7,100万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な不安を抱えて出産及び育児を行う子育て世帯を支援するため、国の特別定額給付金の対象外となった新生児を対象に給付金を支給するものです。

続きまして、繰越明許費について説明いたしますので、7ページをお開きください。

表の一番上になりますが、先ほど説明いたしました新生児特別定額給付金事業で、令和3年2月・3月の出生児に係る申請手続が4月以降となるため、その分の繰越明許費を設定するものです。

ここで、同事業の詳細について説明いたしますので、企画政策部の委員会資料の5ページをお開きください。

概要につきましては、先ほど説明したとおりであります。同事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしております。

対象児であります。令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、誕生日から申請日までの間、継続して本市に住民登録されている子どもになります。他市町村で住民登録された後、本市に転入された子どもは、今回対象外となります。

また、給付対象は、令和2年4月27日から本市に住民登録があり、対象児と同居している保護者となります。

なお、4月28日以降に転入された場合でも、転入後に子どもが生まれた場合は対象となります。

給付額につきましては、対象児一人につき10万円です。

申請方法ですが、記載してありますとおり、こちらから対象世帯に申請書類等を送付し、郵送で申請していただく予定としております。

なお、その際、8番目に記載してあります必要書類の添付が必要となります。

申請期限は、お手元に申請書類が届きましたら早めに申請していただくようお願いしますが、3月に生まれた子どもさんの申請手続期間を考慮し、5月末とさせていただきます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）1点確認をさせていただきます。

対象児については、本市に住民登録されているのが基本なんですけど、よそから転入された方では、向こうの市町村の申請になるんですか、そこだけ確認を。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）その最初に住民登録されたところが基本になりますので、その前のところの市町村で、こういった特別定額給付金の事業をやっていたら、そちらのほうで対象になるかと思えます。

○委員（屋久弘文）今言われた新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を使ってうちで、一財を充てながらやるということでしょうけど、この交付金を使ってやるやらないというのは、それぞれの市町村の判断で、うちはやるということでもいいんですか。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）そうです。県内各市で同じような部分が行われてきております。県内でいきますと、19市ある中で、薩摩川内市を含めて16市がこれからやる、今既にやるところがございまして、残る3市は、まだ今のところ未実施ということで伺っておりますけれども、ここの判断については、各市町村で判断という形になっております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森永靖子）一般質問でも申し上げましたが、今吉対策監が辞められた後、次どなたかなと思っていたら、課長さんが男性になっておりました。女性が対策監になるには、まず課長から進んでいくのかなと思うので、お願いですが、要望です。部長のほうから、女性の課長をどうしてもということでも市長のほうに言っていただければ、何とかなるのかなと思いますので、ぜひ女性の課長を生み出すには、部長の声一つだと思いますので、よろしく願います。

○企画政策部長（末永隆光）人事のことですから、何とも言えないところなんです、要望として承りたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、ひとみらい政策課終わります。

---

△情報政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、情報政策課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○情報政策課長（福元昭宏）それでは、総務文教委員会資料の6ページをお開きください。

次期薩摩川内市情報化推進計画の策定について説明いたします。

今回、策定する次期薩摩川内市情報化推進計画は、平成28年度から5年間の計画期間で取り組んできた薩摩川内市地域情報化推進計画が最終年度であることから、次期計画として策定するものです。

計画の名称を情報通信技術の進展やデジタル改革の推進などといった社会情勢の変化から行政全般のものと捉え、情報化推進計画としました。

まずは計画策定の目的と背景について、少子・

高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化、厳しい財政状況、新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式による働き方としてテレワーク、オンライン会議の実践など、本市を取り巻く環境も大きく転換期を迎える中、情報化推進の基盤となる超高速ブロードバンド、光ファイバーケーブル網の整備や5Gをはじめ、IoT、ビッグデータ、オープンデータ、AI・RPA等のデジタル技術の必要性が高まっています。

これらの技術を活用することで、より充実した行政のデジタル化実現を目指し、情報化推進の方向性を明確にしつつ、次期第3次薩摩川内市総合計画策定を見据え、本市のスマートシティ構想、Society 5.0を実現するための取組や本市の抱える諸問題を解決するため、ICT等を活用し、取り組むことを目的としています。

次に、2の計画の位置づけにつきましては、

(1) 総合計画の下位計画として、本市におけるICTの効率的な活用等による情報化を推進します。

(2) 市町村官民データ活用推進計画としても位置づけるものとしております。この市町村官民データ活用推進計画は平成28年12月に公布・施行された官民データ活用推進基本法に規定されているもので、政府は施行を受けて世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を閣議決定していましたが、今年7月には新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル化強靱社会の実現にITやデジタル技術の適用が急務であるとして全部を変更、閣議決定しております。都道府県では、都道府県官民データ活用推進計画の策定が義務づけられ、市町村に対しては、市町村官民データ活用推進計画の策定が努力義務とされているものでございます。

今回策定する情報化推進計画をこの計画に位置づけ、これらの国や県の計画と整合性を図るものとしたものです。

次に、3の計画の期間と構成につきましては、

(1) ICTの技術等の進展・変化が著しいこと、多様化していることなどから、取組内容が現状とはそぐわない内容となることや国の大規模な制度改正等の動きに柔軟に対応できないことが想定されるため、国の世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の基本方針や社会情勢、

技術の動向等の変化に柔軟に対応すべく適宜見直すこととし、これまでの5年間から特に期限は定めないこととしました。

(2)の計画の構成につきましては、情報化を着実に進めるための基本方針と具体的な取組を毎年成果確認し、社会情勢や技術の動向等の変化に柔軟に対応した取組内容に更新していくアクションプランと国や県の動向や本市の現状を取りまとめた資料編の3部構成としました。

内容につきましては、計画(案)の概要版で説明いたします。

資料8ページをお開きください。

まずは、情報化の基本理念と目標について、この項目につきましては、計画の策定・見直しを行うに当たり次期計画の趣旨・目的と合っていることから、現計画から承継することとしました。

考え方としましては、総合的な経営方針を示した第2次総合計画の基本理念、将来都市像、施策体系を踏まえ取組を進める中、施策推進のため、市民と市が共につながり、これまで築いた地域性をさらに生かした活力と魅力のある地域づくりがつながりながら、お互いが尊重し、それぞれの役割と責務を認識し、協力していくことが期待されていることが示されております。

そこで、情報化推進計画では、人と地域がICTでよりよくながり、「安全・安心と活力のあるまち」を目指して、アクションプランを着実に推進し、総合計画の将来都市像の実現に寄与するものとして、情報化基本理念を「人と地域がICTでよりよくながり 安全・安心と活力のあるまち 薩摩川内」と決めました。

また、この基本理念のもと三つの目標と目標ごとに基本方針を決めました。

まず、一つ目は、「魅力があふれるまちづくり」、今後も本市が持続可能なまちづくりを行うため、雇用創出の増加、働く人・住む人、訪れる人の増加、安心して生活を営み、子どもを育てられる環境をつくり出し、まちに活力を取り戻していく方策の推進が求められています。

このため、防犯・防災や次世代エネルギーなどの社会・生活基盤整備や行政経営分野におけるICT利活用を推進する「安全・安心なまちづくり」、健康増進や福祉、子育て環境、教育や生涯学習など住民の快適な生活に係る分野におけるI

CT利活用を推進する「暮らしたいまちづくり」、農業や漁業、工業、商業など産業全般の振興に係る分野におけるICT利活用を推進する「働きたいまちづくり」の三つの基本方針を定め実現していきます。

二つ目の目標は、「個性かがやくまちづくり」、各地域や各産業が抱える問題を克服すべく地域の個性を生かした仕組みの構築のため、「市民主体による地域の特性を活かしたまちづくり」において、ICT利活用を推進する「地域資源を生かしたまちづくり」、地場企業が主体となり、企業が協力し合った産業振興の取組でのICT利活用を推進する「地場企業の連携によるまちづくり」の二つの基本方針を定め実現していきます。

三つ目の目標は、「まちづくりを支えるICT環境づくり」、ICTを利活用するための情報通信環境整備、ICTを利活用できる人材育成を進め目標実現、ICTを活用した諸問題の解決を図るため、まちづくりのICT基盤を整備する、まちづくりのICT人材を育てるの二つの環境づくりの基本方針を定め実現していくこととしています。

続きまして、資料8ページをお開きください。

アクションプランについて、現行から引き継いだ項目に、各課にヒアリングを実施し新たに追加した項目、網かけした9項目を追加した全39アクションプラン、基本理念と目標・基本方針を実現するための取り組むべき項目を記載してあります。

最後に、資料6ページに戻っていただき、今後の計画策定までのスケジュールについてです。

これまで庁内の部局総括課長等で構成する策定委員会、部局長級で構成する地域情報化推進委員会で協議しながら計画案を策定してきました。この計画案を年明け1月中旬ころから1か月間パブリックコメントを実施し、住民からの意見を取り込み3月下旬までには策定してまいりたいと考えております。皆様には改めて策定した計画を配付させていただきます。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めま

す。

以上で、情報政策課を終わります。

---

△広報室の審査

○委員長（中島由美子）次は、広報室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、広報室を終わります。

---

△議事調査課の審査

○委員長（中島由美子）次は、議事調査課の審査に入ります。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）予算に関する説明書（第12回補正）の40ページをお開きください。

1款1項1目議会費で、補正額は15万8,000円の減額でございます。

説明欄を御覧ください。

まず、議会活動費におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各種会議等が中止となったことによる費用弁償の減額及び全国原子力発電所立地議会サミットが来年2月に延期の上、規模を縮小して開催される見込みとなったことによる参加負担金の計上でございます。

次に、議会管理費におきまして、各種会議等が中止となったことによる普通旅費の減額及び現在議場の発言席に仮で設置しております飛沫防止パネルを新たに購入するための消耗品費の増額でございます。

なお、歳入はございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第244号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（中島由美子）では、以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の継続調査申出等

○委員長（中島由美子）ここで、閉会中の継続調査について、お諮りします。

その前に文書配付をいたします。

[書記が資料を配付]

○委員長（中島由美子）ここで、閉会中の継続調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また現在のところ予定はありませんが、閉会中に現地視察など委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

△閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

## 【卷末資料】

陳情文書表

閉会中の継続調査について

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                            |           |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------|----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 陳情第 6 号                                                    | 受 理 年 月 日 | 令和 2 年 6 月 3 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 新しい生活様式に対応する教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出を求める陳情         |           |                |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 薩摩川内市尾白江町 2 6 3 6 番地 2<br>学校における新しい生活様式を実現する会<br>代表者 白川 誠一 |           |                |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                            |           |                |
| <p>新型コロナ感染症対策として新しい生活様式が推奨されているが、現行の教職員定数は、一学級 40 人を上限として算定されている。(1・2 年生は 30 人が上限)</p> <p>新しい生活様式に対応するためには、一学級の上限を下げるとともに、教職員定数を改善する必要がある。</p> <p>また、現行で 3 分の 1 となっている国庫負担率を 2 分の 1 に拡充することにより、自治体間の教育格差が生じないようにして、薩摩川内市の明日を担う子どもたちのための教育条件の整備を願うものである。</p> <p>以上の観点から、下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出されるように陳情する。</p> |                                                            |           |                |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                            |           |                |
| <p>令和 3 年度の政府予算編成において、教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に拡充すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                            |           |                |

閉会中の継続調査について

総務文教委員会

(調査事項)

- 1 総務事務について
- 2 行財政運営及び会計事務について
- 3 市有財産の管理及び利活用について
- 4 市税の賦課徴収について
- 5 危機管理について
- 6 入札・契約制度の運用及び工事検査について
- 7 市政の総合的な政策の企画調整について
- 8 移定住施策について
- 9 甌島振興施策について
- 10 行政改革について
- 11 コミュニティ施策について
- 12 生涯学習について
- 13 少子化対策について
- 14 男女共同参画について
- 15 情報化施策について
- 16 広聴広報活動について
- 17 学校教育について
- 18 社会教育について
- 19 文化財の保全・利活用及び文化振興について
- 20 選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について

(調査期限)

調査終了まで

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長